

### 第3章 監査の結果及び意見

#### 第1節 過年度包括外部監査の措置状況等

##### (1) 手続の概要

今年度の包括外部監査のテーマである「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行」に関連する事項に関し、令和元年度の包括外部監査「公有財産（公共施設）に係る財務事務の執行及び管理について」及び令和2年度の包括外部監査「債権に関する財務事務の執行及び管理について」における結果に係る措置状況について確認を行った。

##### (2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・令和元年度及び令和2年度における包括外部監査の指摘事項等の措置状況の適切性

#### 1 令和元年度の包括外部監査の措置状況等

##### (1) 市立幼稚園の耐震化工事

###### 【令和元年度 監査意見（指摘事項）】

（令和元年度監査結果報告書より抜粋）

市立幼稚園の耐震化は、「福島市小中学校等耐震化推進計画」に基づいて進められ、平成30年度時点では笹谷幼稚園と森合幼稚園を除き、耐震化工事は終了している。このうち、笹谷幼稚園は耐震化工事が具体的に進捗しているが、森合幼稚園は未だ耐震化に関する具体的な計画はない。森合幼稚園は市立幼稚園の中で最も園児数が多く（令和元年5月1日時点で58名）、施設の安全性に十分配慮すべきである上、平成24年度の耐震診断結果がDランク（地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの）のため、早急に耐震化工事を実施すべきである。

###### 【措置の状況】

（福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より）

〔当該事項が発生した原因〕

森合幼稚園園舎は、平成19年に実施した耐震診断では、耐震性の不足（Dランク）に加え経年劣化が顕著であることから、改築が必要となっております。しかしながら、同じ幼稚園環境を整備するのではなく、今日的な子育て支援施設整備計画の課題、市内の状況や森合地区の特性を踏まえ、新しい子育て支援施設、認定こども園への需要予測などを検討することが求められており、新たな幼稚園の整備については、こども未来部所管となることから、こども未来部と共通認識を持ち、最適な施設整備協議を進める必要がありました。

〔措置した内容と時期〕

本市では、幼児教育・保育を取り巻く諸課題に対応し、本市全体の幼児教育・保育の望ましい姿を見据えた市立幼児教育・保育施設の再編を進めるため、基本方針となる「福島市市立幼児教育・保育施設のあり方指針」を令和4年度に策定、さらに具体的な方針であ

る「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針」を令和6年3月に策定したところであります。森合幼稚園については、以下の対応方針としています。

○園舎を建替え、令和8年4月を開園目標に、市立認定こども園を再整備する。

○再整備する施設を、西部区域の拠点施設として位置づける。

この方針の下、令和5年度中に整備基本設計を実施し、令和6・7年度に実施設計並びに整備工事を行うこととしている。

**【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】**

担当課からのヒアリング及び市公表資料等の関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。市では、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針（令和6年3月、福島市・福島市教育委員会）」に基づき、市内全体の幼児教育・保育の質の向上・確保を図る「拠点」となる幼保連携型認定こども園を各区域に配置する計画を策定している。市の方針としては、市内を東西南北の4区域に分け、区域ごとに1か所の拠点施設を公立で配置することとしており、西部区域では森合幼稚園を認定こども園化して再整備する「(仮称) もりあい認定こども園」を拠点施設として、令和8年4月の開園を目指す方針である。

担当課に施設の再編成方針の現状について確認したところ、「現状方針に変更はなく、令和8年4月開園へ向け整備中」との回答を得ており、市のホームページにおいても建築工事予定地内における安全祈願祭の様子や基本設計書等が公表され、「(仮称) もりあい認定こども園」を拠点施設の整備が進んでいることが確認できる。

旧園舎の耐震化工事に代わり、市の子育て環境の在り方を踏まえた認定こども園の建替え計画により施設整備されることにより、旧施設に内在していた老朽化施設の危険性及び耐震化工事を含む施設の安全性について担保されることから、措置状況について特段問題ないと判断した。

**(2) 私立幼稚園との競合等による園児数の充足率の低迷**

**【令和元年度 監査意見（意見）】**

(令和元年度監査結果報告書より抜粋)

「福島市立幼稚園再編成計画（平成29年4月5日、福島市教育委員会）」においては、「市立幼稚園において、4歳児学級の1次募集に対する応募者数が10名未満の状況が3年継続した場合には統廃合の対象とする」とされている。市は平成31年4月に市立幼稚園の再編を実施した直後であるが、再編後の令和元年9月1日時点において、佐倉幼稚園は10名未満の学級がある。また、各幼稚園の定員に対する園児数の充足率をみると、令和元年9月1日時点で50%を切る園が3つ（岡山、佐倉、庭塚）ある。岡山、佐倉、庭塚の3つの幼稚園は、いずれも市の郊外に位置し、近隣には定員数が比較的大きな私立幼稚園（福島愛隣幼稚園、福島わかさ幼稚園、福島わかば幼稚園、三育幼稚園）が存在する。これらの私立幼稚園の充足率が最低でも71%、最高は128%に達していることからすると、市立幼稚園の充足率の低迷は明らかである。園児数の充足率が低い。理由は私立幼稚園との地理

的な競合関係のみではなく、3年保育がないことなどの条件の差もあるものと思われるが、そのような点も含めて、公営の幼稚園に対する需要が低いのであれば統廃合の検討対象になるものとする。今後も少子化の影響を見極め、市立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、引き続き施設の統廃合を随時検討していくことが望ましい。

**【措置の状況】**

(福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より)

公私のバランス、保護者のニーズに配慮しながら、需要に見合った施設の統廃合の検討を必要に応じ進めていきます。

**【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】**

担当課からのヒアリング及び市公表資料等の関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。現状の市立幼稚園の充足率について確認したところ、現状では市立の全ての園において定員に対する園児数の充足率は50%以下となっている。

《令和7年度幼稚園園児数等一覧》

No	園名	定員数	園児数	充足率	備考
1	国立 福島大学附属幼稚園	90	63	70.0%	
2	学法 桜の聖母学院幼稚園	160	57	35.6%	
3	学法 飯坂恵泉幼稚園	100	85	85.0%	
4	学法 福島めばえ幼稚園	240	117	48.8%	
5	学法 めばえ幼稚園	200	130	65.0%	
6	学法 福島わかさ幼稚園	160	54	33.8%	
7	学法 福島ルンビニー幼稚園	220	131	59.5%	
8	学法 さくら幼稚園	160	91	56.9%	
9	学法 福島わかば幼稚園	45	33	73.3%	
10	学法 みその幼稚園	120	72	60.0%	
11	学法 三育幼稚園	280	130	46.4%	
12	学法 西部三育幼稚園	280	217	77.5%	
13	学法 蓬萊もみじ幼稚園	—	—	—	休園中
	13 園	2,055	1,180	57.4%	
No	園名	定員数	園児数	充足率	
1	市立 森合幼稚園	60	16	26.7%	
2	市立 渡利幼稚園	60	23	38.3%	
3	市立 杉妻幼稚園	60	28	46.7%	
4	市立 清水幼稚園	60	30	50.0%	
5	市立 岡山幼稚園	—	0	—	休園中
6	市立 笹谷幼稚園	60	18	30.0%	
7	市立 佐倉幼稚園	—	0	—	休園中
8	市立 いいざか幼稚園	60	7	11.7%	
9	市立 まつかわ幼稚園	60	10	16.7%	
10	市立 庭塚幼稚園	—	0	—	休園中
	10 園	420	132	31.4%	
合計	23 園	2,475	1,312	53.0%	

(出典：令和7年度幼稚園園児数等一覧 (令和7年5月1日現在))

市は、子育て環境変化の現状を踏まえ、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針 (令和6年3月 福島市・福島市教育委員会)」を策定しており、全体再編方針 (令和12年の目指す姿) として、

- ① 市内を東西南北の4区域に分け、区域ごとに拠点施設を設置
- ② 築50年以上の老朽施設は統廃合し、再整備するか民間施設へ機能を移す

③ 少子化の状況などを踏まえて、市全体でニーズと定員が見合うよう、市立保育所及びこども園の定員を調整し、子どもの育ちのために必要な「集団」を作る規模が確保できるよう、市立幼稚園 9 園を統廃合し、認定こども園化又は民間施設へ機能を移す

こととしている。現状、市では子育て環境の在り方を踏まえ、施設の統廃合計画を策定しており、措置状況の適切性が認められると判断した。

### (3) 市立幼稚園再編後、廃止又は集約化された施設の利活用計画【意見】

#### 【令和元年度 監査意見（意見）】

（令和元年度監査結果報告書より抜粋）

平成 31 年 4 月の市立幼稚園再編において、他の園へ集約又は廃止されたことにより利用されなくなった園舎等は 10 施設ある。このうち、にしね幼稚園については取り壊し予定、その他の施設は概ね学童クラブが利用（検討）している。

しかし、平田幼稚園、まつかわ西幼稚園、まつかわ東幼稚園、飯野幼稚園の 4 つの施設については、いまだ用途が未定・具体化していない。遊休状態になることによる施設の維持コスト増加に鑑み、今後の施設の利活用又は廃棄等の方向性を早急に検討することが望ましい。

#### 【措置の状況】

（福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より）

〔当該事項が発生した原因〕

庁内で開催される「公有財産最適化検討委員会」においても用途が具体化されておられませんでした。

〔措置した内容と時期〕

ふくしま南・にしね幼稚園については、令和 2 年度に園舎解体が完了しております。他の施設の利活用については、庁内で開催される「公有財産最適化検討委員会」で検討されるものであり、用途が未定・具体化されていなかった 4 施設のうち、平田幼稚園、まつかわ東幼稚園については令和 4 年度より「提案型民間活力導入制度」による利活用について応募（提案）受付を実施しております。まつかわ西幼稚園については、周辺施設も含めて一体的な利用を検討しております。飯野幼稚園については暫定的に庁内利用を行っており、今後改めて検討いたします。

#### 【令和 7 年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

担当課からのヒアリング及び市公表資料等の関連資料を閲覧し現状の措置状況について確認を行った。令和元年包括外部監査時に確認された、平成 31 年 4 月の市立幼稚園再編以降、用途が未定・具体化していない 4 施設（平田幼稚園、まつかわ西幼稚園、まつかわ東幼稚園、飯野幼稚園）の現状について担当者に確認した。

① 平田幼稚園、まつかわ東幼稚園は、令和 4 年度より「提案型民間活力導入制度」による利活用について応募（提案）受付を実施しており、まつかわ東幼稚園は提案を受

け売却に向けて調整中。

② まつかわ西幼稚園は、支所や地元団体が定期的に使用していることもあり、周辺施設（松川地区体育館、松川屋内ゲートボール場）を含めて一体的な利活用を検討中。

③ 飯野幼稚園は、物品の保管及び整理作業場所として暫定的に庁内利用しており、所管替えを含めて今後の利活用方法については検討中

であるとの回答を得た。現状は、調整中・検討中ということで具体的な進捗はなく、令和元年における包括外部監査報告書における意見時と大きく状況は変わっていないようである。放置期間が長くなるほど、維持管理コストが増大することはもちろんのこと、再利用時に大規模改修や売却の困難性が増大するリスクや、有休施設が長期間存在することによる社会・地域への影響も懸念される。様々な施設の維持コスト増加に鑑み、今後の施設の利活用又は廃棄等の方向性の明確化をについて可能な限り早期に具体化することが望ましい。

#### （４）借地での施設運営【意見】

##### 【令和元年度 監査意見（意見）】

（令和元年度監査結果報告書より抜粋）

公立保育所・幼稚園・認定こども園において、借地部分を有するのは、渡利保育所、笹谷保育所、余目保育所、平野保育所の４つの保育所である（市立幼稚園１０園及び市立認定こども園３園は全て市有地で施設運営されている。）。これらの土地の所有者は全て個人であり、保育所が設置された昭和４０年代から変更はない。借地で運営することとした経緯は、当時は同時期に多くの保育所建設が行われており、財政上の制約もあり、借地による運営が選択されたものと推測される。期間は１年毎の更新とされており、賃料計算方法は市の基準に則り固定資産税評価額を基に計算している。市としては、各保育所の所長が土地所有者と定期的にコミュニケーションをとり良好な関係を築いており、過去において施設運営に支障がなかったことから、契約の安定性について現時点において懸念はないと判断しており、今後も借地による運営を維持していく予定とのことである。保育所の設置以来、長期にわたり借地による施設運営による支障がなかったこと、現在も契約の安定性を阻害する要因が見受けられないことから、直ちに契約の安定性が危惧されることはないとは判断できる。しかしながら、近年、少子化の中で保育所等の子育て支援に係る施設の重要性が高まっている状況から、公共施設の安定的な運営のため、市としても今後、借地契約の安定性については常に注視していくことが望ましい。

##### 【措置の状況】

（福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より）

公共施設の安定的な運営のため、借地契約については注視しつつ、施設の再編に合わせ、方法の見直しも含め今後検討します。

##### 【令和７年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

担当課からのヒアリングを行い措置状況の現状について確認を行った。現状、令和元年

における包括外部監査報告書における意見時と状況は変わらず、現在、公立保育所・幼稚園・認定こども園において、借地部分を有するのは令和元年包括外部監査時に確認された渡利保育所、笹谷保育所、余目保育所及び平野保育所の4施設であり、契約は全ての施設で1年ごと更新している。このうち、笹谷保育所、余目保育所及び平野保育所の3施設は、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針（令和6年3月 福島市・福島市教育委員会）」において、北部拠点として再編され、北部認定こども園（笹谷保育所、余目保育所、平野保育所及び笹谷幼稚園）とする再編成計画（令和12年目指す姿）がある。しかし、北部認定こども園は時期・整備方法等は現時点で未定であり、市有地での整備を検討しているとのことであった。

今後、借地契約4施設中、渡利保育所を除く3施設は市の教育・保育施設の再編成計画により市有地による施設運営が検討されている状況にある。また、渡利保育所については借地契約が継続する可能性があるが、保育所の設置以来、長期にわたり借地による施設運営による支障がなかったこと、現在も契約の安定性を阻害する要因が見受けられないことから、直ちに契約の安定性が危惧される場所ではないものの、公共施設の安定的な運営のため、市としても引き続き借地契約の安定性については注視していくことが望ましい。

#### （5）他市の市立幼稚園設置数との比較

##### 【令和元年度 監査意見（意見）】

（令和元年度監査結果報告書より抜粋）

県内及び東北の同程度の中核市（郡山市、いわき市、盛岡市、秋田市、山形市）の市立幼稚園設置数との比較により、市立幼稚園の過不足について検討を行ったところ、現状では東北の同規模の中核市等と比較して極端に設置数が多い状況ではない。これは従来、福島市の市立幼稚園は他市と比較して特に設置数が多かったが、平成31年4月の市立幼稚園再編により大幅に減少したためである。ただし、郡山市や秋田市、山形市のように市立幼稚園がない中核市もある。

福島市の場合は市立幼稚園の再編直後ではあるが、今後も少子化はさらに進捗することから、私立幼稚園との競合関係も注視し、今後も②で説明する園児数（充足率）の推移や他市との比較などから、適正規模・適正配置となる施設のあり方について引き続き検討していく必要がある。保育所については、公立・私立を合計した設置数で比較しても極端な過不足はなく、定員に対する入所者数も高い水準を維持している。認定こども園については、福島市においては平成31年4月の市立幼稚園再編に伴い市立認定こども園が3園設置されているが、平成30年度の政府統計データによると、福島市を含めた東北の7市（福島市、郡山市、いわき市、盛岡市、秋田市、青森市、八戸市）には公立の認定こども園はなく、全て私立となっている。

なお、福島市の保育所の待機児童は大幅に減少したが、今後とも公私のバランスや待機児童の減少策などの観点から、需要に見合った施設の設置や拡充を適時に進めていくことが望ましい。

**【措置の状況】**

(福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より)

公私のバランス、保護者のニーズに配慮しながら、需要に見合った施設の設置や拡充の検討を必要に応じ進めていきます。

**【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】**

担当課からのヒアリング及び市公表資料等の関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。市は、子育て環境変化の現状を踏まえ、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針（令和6年3月 福島市・福島市教育委員会）」を策定しており、全体再編方針（令和12年の目指す姿）として、

- ① 市内を東西南北の4区域に分け区域ごとに拠点施設を設置
- ② 築50年以上の老朽施設は統廃合し再整備するか、民間施設へ機能を移す
- ③ 少子化の状況などを踏まえて、市全体でニーズと定員が見合うよう、市立保育所及びこども園の定員を調整し、子どもの育ちのために必要な「集団」を作れる規模が確保できるよう、市立幼稚園9園を統廃合し、認定こども園化又は民間施設へ機能を移す

こととしている。この方針により、現状24園ある市立幼稚園・保育所・認定こども園の施設数を令和12年再編後は12園にまで統廃合することが計画されている。以上より、市では市内の子育て環境の在り方を踏まえ、施設の統廃合計画が策定されており、措置状況の適切性が認められると判断した。

**(6) 公立保育所の施設別収支の把握【意見】**

**【令和元年度 監査意見（指摘事項）】**

(令和元年度監査結果報告書より抜粋)

**【意見】**

歳出（人件費・経費）については施設単位で把握（園で執行）しており、数値を施設毎に把握できるが、歳入については施設毎に集計できない項目もあり、特に歳入の大部分である公立保育所負担金は、現在のデータからは保育所別に集計することが困難である。このため、収入の大半を占める国支出金、県支出金、及び保護者から徴収する公立保育所負担金について、13施設の平成30年3月1日現在の児童数で按分した金額としている。採算が良くない施設は2つの類型に分かれる。1つ目は定員オーバーであっても人件費負担が多い施設であり、余目、平野、蓬萊第2の3施設である。2つ目は、定員に対する充足率が低い施設であり、蓬萊、飯野あおぞら、飯野おひさまの3施設である。これらの保育所については、人員配置や定員の見直しなどの改善を検討することが望ましい。

**【指摘】**

また、施設別に歳入を把握できない現状では、施設毎の正確な収支が確認できないため、施設毎に対処すべき事項の的確な判断ができない。定員に対する入所児童数の充足率が著しく低い保育所は見受けられないが、充足率が低い保育所は不採算となる傾向は明らかで

ある。今後施設のあり方を検討していく際には、減価償却費や維持修繕費を含めたフルコスト情報の把握も必要となるが、まずは施設ごとの収入の把握が必要である。保育所の設置や人員の効果的・効率的な配置は、子育てしやすい街づくりに欠かせないものであり、施設別に収支比較ができる管理体制を早急に構築すべきである。

#### 【措置の状況】

(福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より)

公立保育所では、収支が比較できるよう収入額と支出額を施設ごとに分けて管理しておりませんでした。令和2年度実績より、施設ごとに収入額と支出額をまとめ、比較できるよう改善いたしました。

#### 【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。措置の状況にも記載があるように、現状、市は保育所・認定こども園の14施設について施設別の収支が把握できるよう「公立保育施設 施設別収支状況」を作成し、施設ごとの収支の状況を把握できる体制となったことを確認した。

令和元年度包括外部監査において確認した平成29年度公立保育所収支状況では、保育施設全体の収入合計223百万円、運営費(人件費・経費)合計1,091百万円、収支差額は△868百万円であり、収入の約4.89倍の運営費がかかっており、市の保育施設全体の入所者1人当たり費用は1,216千円(サービス活動費用(人件費及び経費)/入所者数)であった。同様に令和6年度の「公立保育施設 施設別収支状況」を確認したところ、定員に対する充足率について著しく低い園はないものの、保育施設全体の収入合計124百万円、運営費(人件費・経費)合計1,873百万円、収支差額は△1,749百万円であり、コスト比率で考えると収入の約15倍の運営費がかかっていることが分かる。また、令和6年度においては入所者1,019名に対し、市の保育施設全体の入所者1人当たり費用は1,838千円(サービス活動費用(人件費及び経費)/入所者数)となり、平成29年度に比べ入所者1人当たり費用が622千円ほど増加している。施設別に確認すると、笹谷保育所ではコスト比率が約24倍と突出して高く、入所者1人当たり費用は、いいの認定こども園2,004千円、渡利保育所2,003千円と高い水準である。

全体としてコスト(比率)増の要因としては令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化に伴い利用料の無償化による収入減や、昨今の賃上げによる固定費の増加の影響もあることが推測はされるが、施設別の具体的なコスト増要因等について、市では施設別に収支を把握しているものの分析されてはいない状況であった。

公立保育所・認定こども園の運営費は基本的に一般会計により賄う制度であることは承知しているが、保育施設全体でも負担金や県・市の支出金でカバーできるのは経費の一部分程度に過ぎず、ほとんどの運営費は一般会計が負担している状況にある。公立保育施設での収入の確保には一定の限界があるが、施設別収支の状況を踏まえ、人員の効果的・効率的な配置やサービス品質確保と運営費のバランスをどのように確保していくかが市の大きな課題であり、そのためには施設別の経営分析が必要である。市は、子育て環境変化

の現状を踏まえ、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針（令和6年3月、福島市・福島市教育委員会）」を策定し、全体再編方針（令和12年の目指す姿）を掲げており、今後施設の統廃合が進んでいく計画であるが、再編後においても施設の経営分析が非常に重要なのは同様である。

市では年度毎の施設別収支は作成してはいるものの、年度別、施設別、項目別比較や経営比率等による経営状況把握については行われておらず、数字を最大限に活用できていない。施設ごとの経営状態は必ずしも均一ではないはずであり、施設別収支は単に数字を見るためだけではなく、その数字を活用し施設の損益構造を可視化することにより原因分析と対策立案を適時適切に行うことができる。市として施設の経営構造を把握し、例えば独立行政法人福祉医療機構が毎年公表している「保育所および認定こども園の経営状況について」等を活用し、他県・市等との比較情報も踏まえ、収支を分析し経営管理に活用していくことが望ましい。

《令和6年度公立保育施設 施設別収支状況》

施設名		渡利	笹谷	杉妻	余目	平野	東浜	蓬萊	野田
定員数（※認定こども園は1号認定の定員除く）		60	60	60	60	60	60	70	90
入所者数(R7/3/1)/2号・3号		A 52	56	60	59	63	57	57	89
充足率（入所者数/定員）		86.7%	93.3%	100.0%	98.3%	105.0%	95.0%	81.4%	98.9%
クラス数		4	5	4	5	5	4	4	6
職員数実人数（R7/3/1）		22	19	21	23	24	21	18	29
〔歳入〕									
施設名		渡利	笹谷	杉妻	余目	平野	東浜	蓬萊	野田
国県支出金	国支出金	0	0	0	0	0	944	0	0
国県支出金	県支出金	0	0	0	0	0	944	0	0
負担金	公立保育所負担金	6,196	2,674	7,123	5,005	5,226	5,780	5,542	7,444
雑入	延長保育料	133	142	81	106	128	67	97	341
	一時預かり保育料	0	0	0	0	0	273	0	0
	預かり保育料	0	0	0	0	0	0	0	0
	副食費	1,140	1,098	1,499	1,083	1,326	1,169	1,093	1,806
	給食費	423	472	420	459	542	351	621	621
	バス代	36	38	35	34	39	20	43	53
	収入計	B 7,930	4,427	9,160	6,688	7,262	9,551	7,398	10,266
〔歳出〕									
施設名		渡利	笹谷	杉妻	余目	平野	東浜	蓬萊	野田
職員給与費(a)		41,794	46,304	40,610	54,179	57,813	51,896	50,256	73,827
嘱託職員費(b)		50,025	48,563	55,736	44,916	46,078	38,043	43,019	61,678
人件費計(a)+(b)		91,819	94,868	96,346	99,095	103,891	89,940	93,276	135,506
報酬		89	89	89	89	89	89	89	142
報償費		11	14	17	15	15	13	14	23
旅費		66	66	66	66	66	66	66	66
需用費		7,458	6,796	8,485	7,548	7,776	7,524	7,833	11,212
役務費		125	104	115	105	101	119	132	141
委託料		1,315	1,315	1,315	1,315	1,315	1,315	1,315	1,315
使用料及び賃借料		2,981	2,796	1,218	1,952	2,266	1,218	1,218	1,218
工事請負費		52	52	1,350	52	52	52	52	17,355
原材料費		10	0	10	10	10	10	0	10
備品購入費		204	366	122	904	140	171	560	390
負担金補助及び交付金		44	44	44	44	44	44	44	44
経費計		12,360	11,646	12,837	12,106	11,879	10,626	11,329	31,922
支出計		C 104,179	106,515	109,184	111,201	115,770	100,566	104,605	167,428
収支差額（収入－支出）		B-C -96,249	-102,087	-100,023	-104,512	-108,508	-91,015	-97,207	-157,162
コスト割合（倍）		C/B 13.1	24.1	11.9	16.6	15.9	10.5	14.1	16.3
入所者1人当たり費用（千円）		C/A 2,003	1,902	1,819	1,884	1,837	1,764	1,835	1,881

（出典：幼保支援課提供データより監査人が作成）

施設名	蓬萊第二	御山	飯野あおぞら	※認定こども園			合計	
				※ふくしま中央	※ひらの	※いいの		
定員数 (※認定こども園は1号認定の定員除く)	60	120	90	130	115	55	1,255	
入所者数(R7/3/1)/2号・3号	A 60	98	79	115	114	60	1,019	
充足率 (入所者数/定員)	100.0%	81.7%	87.8%	88.5%	99.1%	109.1%	86.1%	
クラス数	5	6	6	9	9	5	77	
職員数実人数 (R7/3/1)	22	39	25	42	37	19	422	
【歳入】 (単位：千円)								
施設名	蓬萊第二	御山	飯野あおぞら	ふくしま中央	ひらの	いいの	合計	
国県支出金	0	0	0	469	464	479	2,357	
国県支出金	0	0	0	469	464	479	2,357	
負担金	4,522	8,649	6,991	10,752	7,003	3,056	85,968	
雑入	延長保育料	192	210	108	317	105	92	
	一時預かり保育料	0	0	0	0	0	273	
	預かり保育料	0	0	0	253	137	47	
	副食費	996	1,894	1,614	2,423	2,930	1,439	21,516
	給食費	456	799	648	1,127	1,014	623	8,582
	バス代	35	74	29	67	71	72	649
	収入計	B 6,203	11,627	9,391	15,881	12,191	6,290	124,270
【歳出】 (単位：千円)								
施設名	蓬萊第二	御山	飯野あおぞら	ふくしま中央	ひらの	いいの	合計	
職員給与費(a)	59,075	90,818	61,039	103,427	90,631	56,506	878,182	
嘱託職員費(b)	47,125	66,697	65,473	79,537	80,329	49,985	777,211	
人件費計(a)+(b)	106,201	157,516	126,512	182,965	170,960	106,492	1,655,394	
報酬	89	169	142	271	271	178	1,890	
報償費	14	27	20	41	44	22	298	
旅費	66	66	66	79	79	79	970	
需用費	8,268	12,824	10,781	18,320	17,728	10,307	142,866	
役務費	129	217	221	235	224	191	2,165	
委託料	1,315	1,315	1,315	1,319	1,319	1,319	18,427	
使用料及び賃借料	1,218	1,218	1,218	1,575	1,575	1,575	23,255	
工事請負費	1,350	52	52	1,054	32	32	21,596	
原材料費	10	10	10	10	0	0	102	
備品購入費	812	836	1,596	45	69	33	6,255	
負担金補助及び交付金	44	44	44	48	48	48	633	
経費計	13,320	16,783	15,470	23,001	21,392	13,787	218,463	
支出計	C 119,522	174,300	141,982	205,966	192,353	120,279	1,873,857	
収支差額 (収入－支出)	B-C -113,318	-162,673	-132,591	-190,084	-180,161	-113,989	-1,749,586	
コスト割合 (倍)	C/B 19.3	15.0	15.1	13.0	15.8	19.1	15.1	
入所者1人当たり費用 (千円)	C/A 1,992	1,778	1,797	1,791	1,687	2,004	1,838	

(出典：幼保支援課提供データより監査人が作成)

(7) 市立幼稚園の施設別収支の把握【意見】、及び施設別収支状況の正確性の検証【指摘】

【令和元年度 監査意見 (指摘事項)】

(令和元年度監査結果報告書より抜粋)

平成29年度における市立幼稚園(再編前)のそれぞれの施設別収支状況について、データを入手し、施設毎に比較・分析を行った(平成31年4月における市立幼稚園再編前であるため、22園(うち、1園は休園中)が対象となる)。しかし、収入(歳入)については施設毎に集計しておらず、全体として把握しており(ほとんどが幼稚園授業料)、施設毎の数値を算出することが困難であるため、平成29年5月1日の在園児数をもって、総収入を各園に配分した。

一方、歳出は園毎に執行しているものの、市の決算においては施設ごとに区分されておらず、今回の監査において施設毎の支出額を区分できたのは、一般管理費総額38百万円(嘱託職員費54百万円を除く)に含まれる機械警備費約7百万円、及び学校備品費・消耗品費等の約5百万円である。残りの26百万円は施設ごとの金額区分が不可能ではないが、こちらは事務コストを考慮して数値の把握は省略したため、施設別収支には経費を含めないこととした。なお、施設の修繕費に関しても施設別に区分されていない。

経済性・効率性の観点からの検討が可能となるように、収入及び人件費・経費はもちろん、設備の維持補修や減価償却費を含めたフルコストでの施設ごとの収支を把握することが必要不可欠である。フルコストによる施設別の収支把握は、施設の再配置のみならず、幼稚園の効率的運営や、適切な人員配置、設備投資等の検討の基礎数値になるため、今後は施設別に収支比較ができる管理体制を早急に構築すべきである。

#### 【措置の状況】

(福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より)

市立幼稚園では、収支が比較できるよう収入額と支出額を施設ごとに分けて管理していませんでしたが、令和2年度実績より、施設ごとに収入額と支出額をまとめ、比較できるよう改善いたしました。

#### 【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

(市立幼稚園の施設別収支の把握)【意見】

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。措置の状況に記載があるように、現状、市は幼稚園の施設別収支が把握できるよう「市立幼稚園施設別収支状況」を作成し、施設ごとの収支の状況を把握できる体制となったことを確認した。

「令和6年度 市立幼稚園施設別収支状況」を確認したところ、定員に対する充足率についてほとんどの園が充足率50%を下回っており、岡山幼稚園及び庭塚幼稚園については10%を下回っている状況である。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから大幅に定員数に満たず、定員割れが大きく顕在化し常態化しているよう見えていることも要因の一つである。この点、市は、子育て環境変化の現状を踏まえ、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針(令和6年3月 福島市・福島市教育委員会)」を策定し、今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、教育上適正な集団規模確保のため、市立幼稚園9園を統廃合する方針であり、市全体として需要に見合った教育定員とすることも計画されている。

次に収支について確認したところ、市立幼稚園全体の収入合計32百万円、運営費(人件費・経費)合計374百万円、収支差額は△341百万円であり、コスト比率で考えると収入の約11倍の運営費がかかっていることが分かる。また、園児数173名に対し、市の市立幼稚園全体の園児数1人当たり費用は2,162千円(サービス活動費用(人件費及び経費)/入所者数)である。施設別に確認すると、コスト比率は佐倉幼稚園で約16倍、入所者1人当たり費用は岡山幼稚園では7,455千円、庭塚幼稚園では5,929千円と突出して高い水準の施設がある。全体としてコスト(比率)増の要因としては、令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化に伴い利用料の無償化による収入減や、昨今の賃上げによる固定費の増加の影響もあることが推測はされるが、施設別の具体的なコスト増の要因について、市では施設別に収支を把握しているものの分析はされていない状況であった。

市立幼稚園の運営費は基本的に一般会計により賄う制度であることは承知しているが、

施設全体でも国・県の負担金等でカバーできるのは経費と人件費の一部分程度に過ぎず、ほとんどの運営費を一般会計で負担している状況にある。市立幼稚園の収入確保には一定の限界があるが、施設別収支の状況を踏まえた、人員の効果的・効率的な配置やサービス品質確保と運営費のバランスの確保が大きな課題であり、そのためには施設別の経営分析が必要である。市は、子育て環境変化の現状を踏まえ、「福島市市立幼児教育・保育施設再編成個別施設方針（令和6年3月 福島市・福島市教育委員会）」を策定し、全体再編方針（令和12年の目指す姿）を掲げており、今後施設の統廃合が進んでいく計画であるが、再編後においても施設の経営分析が非常に重要なのは同様である。

市では年度毎の施設別収支は作成してはいるものの、そこから年度別、施設別、項目別比較や経営比率等による経営状況把握については行われておらず、数字を最大限に活用できていない。施設ごとの経営状態は必ずしも均一ではないはずであり、施設別収支は単に数字を見るためだけでなく、その数字を活用し施設の損益構造を可視化することにより原因分析と対策立案を適時適切に行うことができる。例えばこども家庭庁で公表している「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」等を活用し、他県・市等との比較情報も踏まえ、収支を分析し経営管理に活用していくことが望ましい。

（施設別収支状況の正確性の検証）【指摘】

監査時に入手した「令和6年度 市立幼稚園施設別収支状況」を確認したところ、歳出の一部項目について集計漏れが発見された。入力後に複数人でのチェックする体制を構築する等、集計漏れないよう内部管理体制の強化についても検討する必要がある。

《令和6年度 市立幼稚園施設別収支状況》

幼稚園名	森合	渡利	杉妻	清水	岡山	笹谷	佐倉	いざか	まつかわ	庭塚	合計
定員数	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	600
園児数（令和6年5月1日現在）	A 23	24	26	37	4	21	6	12	15	5	173
充足率（入所者数/定員）	38.3%	40.0%	43.3%	61.7%	6.7%	35.0%	10.0%	20.0%	25.0%	8.3%	28.8%
クラス数	2	2	2	2	1	2	1	2	2	1	17
職員数実人数（令和7年3月1日）	9	9	8	11	8	10	6	8	9	7	85

【歳入】 (単位：千円)

幼稚園名	森合	渡利	杉妻	清水	岡山	笹谷	佐倉	いざか	まつかわ	庭塚	合計
国県支出金	1,713	1,585	1,708	1,708	1,699	1,581	857	1,495	1,739	1,536	15,625
国県支出金	1,713	1,585	1,708	1,708	1,699	1,581	857	1,495	1,739	1,536	15,625
学校使用料	109	140	104	273	50	162	6	114	71	23	1,056
収入計	B 3,537	3,310	3,520	3,690	3,449	3,325	1,721	3,104	3,549	3,096	32,306

【歳出】 (単位：千円)

幼稚園名	森合	渡利	杉妻	清水	岡山	笹谷	佐倉	いざか	まつかわ	庭塚	合計
人件費	38,235	38,799	37,403	45,910	28,389	35,920	26,130	34,052	43,862	28,151	356,855
正職員給与	24,046	22,090	26,305	28,072	12,847	14,442	13,073	19,668	28,395	13,310	202,254
会計年度任用職員給与	14,188	16,708	11,097	17,838	15,541	21,477	13,057	14,383	15,467	14,841	154,600
報酬	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	1,395
報酬費	4	13	9	4	4	4	9	4	0	4	58
旅費	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	895
需用費	1,375	1,171	1,558	1,405	928	1,032	889	1,272	1,103	990	11,727
役務費	98	108	62	104	68	80	65	86	74	67	816
委託料	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	280
使用料及び賃借料	199	199	199	199	199	199	199	199	199	199	1,997
備品購入費	84	38	32	74	0	0	74	0	59	0	364
負担金補助及び交付金	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	643
経費計	2,084	1,853	2,182	2,109	1,522	1,639	1,560	1,884	1,759	1,583	18,179
支出計	C 40,230	40,562	39,496	47,931	29,821	37,469	27,601	35,847	45,532	29,645	374,139

収支差額（収入－支出）	1,713	1,713	1,713	1,713	1,713	-34,144	-25,879	-32,743	-41,983	-26,548	-341,832
コスト割合（倍）	C/B 11.4	12.3	11.2	13.0	8.6	11.3	16.0	11.5	12.8	9.6	11.6
園児数1人当たり費用（千円）	C/A 1,749	1,690	1,519	1,295	7,455	1,784	4,600	2,987	3,035	5,929	2,163

（出典：幼保支援課提供データより監査人が作成）

## 2 令和2年度の包括外部監査の措置状況等

### (1) 長期滞納債権の回収業務

#### 【令和2年度 監査意見（意見）】

（令和2年度監査結果報告書より抜粋）

幼稚園授業料の過年度収入未済額を確認したところ、滞納債権は2件のみであり、かつ金額も少額ではあるものの、ともに10年程度滞納している債権である。これまでの債権回収履歴を確認する限り、漫然と時効を迎え不納欠損になることのないよう相当程度の催告（通知、電話、訪問等）を実施し、納付相談や納付誓約を取り交わす等を行っていたようであるが、債務者本人の資力や環境の問題もあり、早期の回収につながらずに長期滞納債権となっている。

滞納者については、本来、徴収の公平性を確保するために法的措置も視野に入れた積極的な回収を図る必要がある。例えば滞納額と回収コストを勘案し、延滞期間や金額の多寡等による一定の基準を設けることにより、積極的かつ効率的な債権管理業務を行うことにより、滞納の長期化を避けることが望ましい。

#### 【措置の状況】

（福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より）

幼稚園授業料の延滞債権の回収管理については、これまで、負担の公平性確保の観点による未納解消に重点を置くとともに、対象者が子を持つ世帯であることから、子育て世帯の生活に対する配慮を欠くことのないよう充分留意し実施してきました。

ご意見いただいた2件の滞納債権については、可能な範囲で回収に向けた取り組みを継続してまいりましたが、債務者の資力等の問題から完納は困難であり、また令和4年度に時効を迎えたことから、不納欠損としました。

なお、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、今後、ご意見いただいた2件の滞納債権以外に新たな幼稚園授業料の債権が発生する見込みはありません。

#### 【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園利用料が無料になったことで、新たな幼稚園授業料債権は発生していない。それ以前の幼稚園授業料延滞債権について確認したところ、措置状況にもあるように令和4年度に時効を迎えたことから、令和4年度において当時の債権額合計211千円全額を不納欠損としており、令和6年度末における滞納債権はない。以上より、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化により、債権の発生はなく、措置の状況について特段問題となる事項はないと判断した。

### (2) 児童手当の特別徴収等による保育所負担金の回収

#### 【令和2年度 監査意見（意見）】

（令和2年度監査結果報告書より抜粋）

幼稚園・保育課では、保育料の滞納額の回収のために、滞納者に対する児童手当を窓口

での現金支給としており、窓口で納付相談を行っている。しかし、債務者の納付意思に任せていることもあり、債権回収が長期化している。他の自治体では特別徴収や申出（任意）徴収により滞納を減少させる取り組み事例があり、保育料や学校給食費などの未納額を児童手当の金額から控除して支給するため、未納額の回収が図れる。ただし、特別徴収は児童手当法に基づく制度であり、児童手当から控除できるのは現年度の滞納額のみである。

一方、申出徴収は児童手当の受給者から任意に申出書を提出してもらうことにより、滞納額を児童手当から控除する仕組みである。特別徴収は滞納が発生した場合に市側が強制的に実行できるため、収入未済の発生抑止につながる。申出徴収は任意の制度だが、過年度分も含めて滞納額を回収できる。受益者負担の公平性確保と債権管理事務コストの削減のために、これらの制度の導入により、滞納債権の発生防止と回収促進を図ることが望ましい。

#### 【措置の状況】

（福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より）

保育所負担金の延滞債権の回収管理については、これまで、負担の公平性確保の観点による未納解消に重点を置くとともに、対象者が子を持つ世帯であることから、子育て世帯の生活に対する配慮を欠くことのないよう充分留意し実施してきたところです。

この度、児童手当の特別徴収、および債権管理部署である納税課との連携を定めた「保育所保育料等に係る徴収事務要領」を施行し、本要領により債権管理を進めてまいります。なお、費用対効果を勘案した延滞期間や金額の多寡等による一定基準の設定については、負担の公平性確保の観点から課題が残るため、今般の要領への記載を見送っております。

#### 【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。市では、措置の状況でも記載があるように、令和2年度包括外部監査の意見を踏まえ、保育所保育料・市立認定こども園使用料の徴収事務について「福島市 保育所保育料等に係る徴収事務要領（制定令和4年7月1日 最終改正令和5年5月31日）」を制定し施行している。この要領の中には、令和2年度包括外部監査において意見された「児童手当の特別徴収・申出徴収」についても「必要と認められる滞納者に対し、児童手当法に基づく児童手当からの特別徴収・申出徴収を実施する」旨定められており、市において徴収事務の制度として導入されたことを確認した。

以上より、措置状況の適切性が認められると判断した。

### （3）延滞金の徴収とシステムの整備

#### 【令和2年度 監査意見（意見）】

（令和2年度監査結果報告書より抜粋）

保育所負担金の督促は、地方自治法第231条の3が根拠となっており、地方自治法第231条の3第1項では、「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定し

てこれを督促しなければならない。」とされている。担当課では履行期限までに履行しない者がいるときは、地方自治法及び福島市債権管理条例第6条に基づいて督促を行っている。

また、地方自治法第231条の3第2項において、「地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる」とされており、福島市債権管理条例第7条では、公債権について督促をした場合、当該督促をした金額に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を「加算して徴収するものとする」との定めがある。

上記の定めはあるが、現状では保育所負担金の未納者に対して延滞金の徴収は行われていない。保育所負担金は入所する世帯の資力に応じて決定されており、入所後の生活環境等の変化により延滞するケースは想定される。しかしながら、延滞に明確な理由がない、あるいは資力があるにもかかわらず履行期限を守らないような滞納者がいる場合、大部分の者が適正に納付している現状と比較し、公平性に欠ける。また、当債権は強制徴収公債権であるため、滞納に対してより厳正に対応すべきであり、この点からも延滞金を科すことが望ましいと考える。

一方で、幼稚園・保育課では延滞金を計算するシステムが整備されておらず、人員にも余裕がないため、支払能力を有すると認められる滞納者があっても延滞金を適時に計算できない。滞納者から延滞金を徴収しない理由を明確にし、支払能力を有すると認められる滞納者に対しては延滞金を計算、徴収できる環境を整備することが望ましい。

#### 【措置の状況】

（福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より）

保育所負担金の延滞債権の回収管理については、これまで、負担の公平性確保の観点による未納解消に重点を置くとともに、対象者が子を持つ世帯であることから、子育て世帯の生活に対する配慮を欠くことのないよう充分留意し実施してきました。このため、納付誓約の取り交わし等による時効中断と、納付相談の実施及び分納による債権回収に注力し進めてきております。

保育所負担金の滞納者は複雑な養育環境の課題を抱えるケースが多く、延滞金を課すことは子どもの養育に支障や悪影響を及ぼす懸念があり、子育て世帯の生活に充分配慮した一律の減免基準の設定・判定が困難であります。

子育て世帯の生活に対する配慮を欠かさぬよう、保育所負担金は債権管理条例第7条の規定の例外として延滞金を加算・徴収しない費用とし、引き続き未納解消に向けた納付相談の実施や分納による債権回収を推進してまいります。

#### 【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。措置の状況にも記載があるように、市では債権管理条例の延滞金の規定は、公債権に対する延滞金の加算・徴収の原則規定ではあるが義務規定ではないと捉え、保育所負担金

に関する延滞金については条例等に例外規定として明示はないものの、児童福祉法の理念に鑑み、複雑な養育環境にある滞納者に延滞金を課すことにより更なる養育環境が悪化することのないよう配慮し、延滞金を徴収しない徴収事務で対応している。

児童福祉法は、児童の権利の尊重・保護にあり、児童福祉を保障するための原理とされており、児童の福祉を図ることが国・自治体の責務とされている。延滞金制度は公債権について地方自治法及び自治体条例で制度化されるものであるが、児童福祉法に延滞金の根拠規定はない。保護者の支払い遅延を理由に行政罰的な制裁的金銭を課すことにより、子どもの権利保護、保育の福祉サービスが保障されないということは決してあってはならず、保育所負担金の滞納に係る延滞金不徴収の理由が児童福祉法の趣旨と整合している場合には、延滞金を徴収しないとする市の判断は否定されるものではない。

しかし、一方で期限内納付者との不公平があってはならず、特に支払能力を有すると認められる滞納者に対しては厳正な態度で徴収事務を行う必要がある。この点、「福島市 保育所保育料等に係る徴収事務要領」において、債権管理部署である納税課との連携を踏まえた財産差押、差押財産の取立、換価・配当等の実施による滞納処分について徴収事務手続きが明確化されている。令和4年度以降、滞納処分の実績についても確認し、要領にしたがって積極的な対応がなされていることを確認した。

以上より、措置状況の適切性が認められると判断した。

#### (4) 延滞債権に対する滞納処分

##### 【令和2年度 監査意見（意見）】

(令和2年度監査結果報告書より抜粋)

保育所負担金は、児童福祉法第56条第6項により「地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされている。これまでの債権回収履歴を確認する限り、漫然と時効を迎えて不納欠損になることのないよう、相当程度の催告（通知、電話、訪問等）を実施し、納付相談や納付誓約を取り交わす等の手続きが行われている。しかし、幼稚園・保育課の債権回収管理に係る人員不足、滞納処分に係るノウハウや判断基準の不足等により、滞納者の収入や財産の網羅的な調査、強制執行等の滞納処分の手続きは行われていない。この結果、早期の債権回収につながらず、債権発生から20年以上も経過している長期滞納債権がある。

滞納者に対しては催告のみならず収入や資産状況の調査を行い、納付について不誠実な滞納者には、滞納処分等の法的措置も視野に入れた積極的な対応を行うことが必要と考える。これらの手続きを実施せずに時効を迎えて不納欠損処理することは、適正に納付している多くの負担者と比較して、公平性に欠けるためである。

滞納債権の回収管理に当たっては、回収に係る費用対効果を勘案し、例えば延滞期間や金額の多寡等による一定の基準を設けて、該当する債権については法的措置も視野に入れた対応を行うことが考えられる。特に当債権のような強制徴収公債権については、自力執行権を有効に活用するために、また、債権回収の効率化やノウハウの蓄積のためにも、市

全体で一括して債権管理に取り組むことが必要と思われる。そのためには、強制徴収公債権の滞納に係る債権管理部署を設けて、当該部署で一括して滞納処分の手続きを実施することが望ましい。

**【措置の状況】**

(福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より)

保育所負担金の延滞債権の回収管理については、これまで、負担の公平性確保の観点による未納解消に重点を置くとともに、対象者が子を持つ世帯であることから、子育て世帯の生活に対する配慮を欠くことのないよう充分留意し実施してきたところです。

この度、財産調査の実施や債権管理部署である納税課との連携を定めた「保育所保育料等に係る徴収事務要領」を施行し、本要領により債権管理を進めてまいります。

なお、費用対効果を勘案した延滞期間や金額の多寡等による一定基準の設定については、負担の公平性確保の観点から課題が残るため、今般の要領への記載を見送っております。

**【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】**

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。市では、措置の状況でも記載があるように、令和2年度包括外部監査の意見を踏まえ、保育所保育料・市立認定こども園使用料の徴収事務について「福島市 保育所保育料等に係る徴収事務要領（制定令和4年7月1日 最終改正令和5年5月31日）」を制定し施行している。この要領では、令和2年度包括外部監査において意見された滞納処分についても定められており、自力執行権を行使し、財産差押、差押財産の取立、換価・配当等の実施により滞納処分を行う旨、これらの徴収事務・手続きの実施に当たっては、納税課と充分に連携し、情報共有を図るとともに、必要な助言等を得ながら進める旨等、滞納処分に関する具体的な徴収事務内容が明記されている。令和4年度以降、滞納処分の実績についても確認し、要領にしたがって積極的な対応がなされていることを確認した。

以上より、措置状況の適切性が認められると判断した。

(5) 児童手当・特例給付返還金の督促状の発送

**【令和2年度 監査意見（指摘）】**

(令和2年度監査結果報告書より抜粋)

返還金の履行期限に納付がないことを確認し、対象者へ電話催促を行うとともに督促状を発送することとしているが、平成30年度の収入未済の一部に督促状の送付がないものがあったとのことである。福島市債権管理条例施行規則第5条により、督促状は履行期限から20日以内に発送しなければならない。督促状発送は遅滞なく、かつ、漏れなく実施すべきである。滞納者に対しては催告のみならず収入や資産状況の調査を行い、納付について不誠実な滞納者には、滞納処分等の法的措置も視野に入れた積極的な対応を行うことが必要と考える。これらの手続を実施せずに時効を迎えて不納欠損処理することは、適正に納付している多くの負担者と比較して、公平性に欠けるためである。

**【措置の状況】**

(福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より)

督促状の発送漏れについては、債権管理条例の認識不足が原因であり、令和2年度以降、債権管理条例第5条の規定に基づき督促状を送付しております。

今後については、返還金に関する事務の取り扱いや確認等を複数職員にて行い、職場内研修の実施や、人事異動に伴う事務引継ぎを通して、制度理解に努めてまいります。

**【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】**

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。債権管理条例第5条の規定に基づき督促状を送付するよう、返還台帳により管理していることを確認した。

以上より、措置状況の適切性が認められると判断した。

**(6) 児童手当返還金の債権管理台帳の整備【指摘】**

**【令和2年度 監査意見(指摘)】**

(令和2年度監査結果報告書より抜粋)

児童手当返還金は納期限までに納付されるものが大半で、納期限を過ぎたものも比較的短い期間で納付されるため、紙の「児童手当・特例給付 過誤払金返還台帳」で管理しているとのことである。しかし、当該台帳には債権管理台帳に記載すべき事項とされているもののうち、次の項目の記載がない。特に債権徴収履歴は債権管理において重要であり、少なくとも年度末に収入未済となったものについては、記載すべきである(福島市債権管理条例施行規則第4条)。

- ・債務者の財産に関する事項
- ・債権の徴収に係る履歴
- ・担保(保証人の保証を含む。以下同じ。)に関する事項

**【措置の状況】**

(福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より)

記載すべき事項の記載がなかったことについて、債権管理条例の認識不足が原因であり、福島市児童手当等過誤払金収納管理要綱の改正により、債権管理条例における台帳記載を必須とされる不足項目を追加しました。

今後については、収入管理台帳において債権を適切に管理し、職場内研修の実施や、人事異動に伴う事務引継ぎを通して、制度理解に努めてまいります。

**【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】**

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。福島市児童手当等過誤払金収納管理要綱の改正し、児童手当過誤払金返還台帳に債権管理条例における台帳記載を必須とされる不足項目を追加している。監査ではサンプルで2件、児童手当過誤払金返還台帳を確認したところ、令和2年度の監査意見で指摘のあった項目については、児童手当過誤払金返還台帳に項目が追加され、債権管理台帳とされて

いることを確認した。以上より、福島市債権管理条例施行規則第4条における債権管理台帳の項目につき、台帳に項目は設けられ措置状況の適切性が認められると判断する。

しかし、今回サンプルで確認した児童手当過誤払金返還台帳について、「債権の徴収に係る履歴」（福島市債権管理条例施行規則第4条における債権管理台帳記載項目）という項目があるものの空欄であった。担当者に確認したところ、転居確認等状況や納付依頼通知、安否確認等行っているようだが、債務者との徴収に関する折衝等の記載が漏れていたようであった。徴収履歴の記載が適切になされない場合、口頭や電話での案内を誰が、いつ行ったか、財産調査や分納相談をどう行ったか等、実施した事実を後から説明できず、実質的な管理状況が確認できないだけでなく、担当者間の引継ぎも円滑に行えないことになる。この台帳は、債権の発生から回収までの状況を一元管理するための管理台帳であることを理解し、必要とされる記載を徹底する必要がある。

#### (7) 児童手当返還金の調定金額の妥当性

##### 【令和2年度 監査意見（意見）】

（令和2年度監査結果報告書より抜粋）

収入未済債権の内容を検討したところ、市側で所得制限超過を看過した結果、過払いが発生しているケースが散見される。このような場合、受給者側が市の対応に不信感を持つことにより延滞が発生しているケースがある。また、発見時期の遅れにより返納すべき金額が大きくなることから、現況届所得審査の際に前年度の所得状況は特に留意して検討することが望ましい。

##### 【措置の状況】

（福島市ホームページ—監査の結果における措置状況より）

所得判定は現況届の提出時（6月）に行うが、申告遅れや修正申告等があった場合に対応が困難なため、発覚が遅れることがあったことから、遅れての申告や修正申告など、所得情報に変更があったものについて、定期的に確認することを業務に新たに追加しました。

今後については、修正申告等があった場合、早めに把握し対応を行うことで受給者に納得いただき、返還に応じていただけるよう努めてまいります。

##### 【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。児童手当に関して過払金が発生するのは、本来支給すべきでない者へ支給した場合であるが、支給認定時の誤りの要因として、自治体側における事務誤り（扶養人数の誤認、別居監護の事実確認漏れ、主たる生計維持者を誤認等）、受給者変更に伴う届出の遅延による二重支給（公務員に採用・退職時において市町村にも勤務先にも届出しない場合や、転居時に「受給事由消滅届」を提出せず、転居前の住所地でも支給されるケース等）、虚偽・不正な申告による受給等が考えられる。

現在、市の返還金発生の要因が受給者の状況変更に伴う届出の遅延による二重支給である。令和4年から令和6年度における児童扶養手当返還金の金額と件数は、令和4年度

1,885,870円(1件)、令和5年度503,460円(3件)あるが、直近3年間における返還金の発生要因について確認したところ、全て受給者側の届出の遅延によるものであることを確認した。

令和2年度包括外部監査において意見した「市側で所得制限超過を看過した結果、過払いが発生しているケース」については、児童手当法の改正に伴い、令和6年10月分(令和6年12月支給分)から所得制限は撤廃されており、所得による支給可否の判断は不要となり、現状は所得状況による児童手当の過払金は発生しない。

以上より、措置の状況について、特段問題となる事項はないと判断した。

#### (8) 児童扶養手当返還金の徴収

##### 【令和2年度 監査意見(意見)】

(令和2年度監査結果報告書より抜粋)

平成29年度に677,120円、平成30年度に1,267,440円の障害者年金との二重受給による過払金が発生しており、いずれも収入未済となっている。③と同様に所得基準による返還金の発生に気づくのが遅れた場合は返納すべき金額が大きくなるため、毎年の現況届の確認の際に、特に年金の受給状況と前年の所得に関して留意して検討することが望ましい。

##### 【措置の状況】

(福島市ホームページ監査の結果における措置状況より)

非課税公的年金の受給については、本市において年金支払元からの情報が少ないため、受給状況を把握するには、本人からの申し出となることが多く、受給資格者からの申出が遅延したことにより児童扶養手当の併給が長期に及ぶ場合には、高額な返還金が生じる事案が生じております。

対応としては、毎年8月に実施している児童扶養手当現況届において公的年金の受給状況を聞き取りし、新規公的年金受給者の把握に努め、基礎年金については、国保年金課へ障害基礎年金及び遺族基礎年金の新規受給者について毎月照会を行っています。

また、所得状況の変更を把握するために、前月末までに市県民税修正申告等が決定された児童扶養手当受給者をシステムで毎月抽出し、所得額や扶養人数等の修正内容の把握をし、過払いが生じても少額となるよう努めております。

今後については、現況届受付開始前の毎年7月に開催している、支所担当職員に向けた受付事務説明会の中で改めて公的年金受給者について聞き取り漏れがないよう周知徹底を図ってまいります。また、毎年4月に実施している支所担当者会議においても同様に周知徹底を図ってまいります。

##### 【令和7年度包括外部監査において実施した手続及び結果】

担当課からのヒアリング及びの関連資料を閲覧し措置状況の現状について確認を行った。担当課では毎月所得確認を行い新規公的年金受給者の把握に努め、基礎年金については、国保年金課へ障害基礎年金及び遺族基礎年金の新規受給者について毎月照会を行っている。また、毎年8月に実施している児童扶養手当現況届において公的年金の受給状況を聞

き取りし、手続きを行う各支所に対しても、児童扶養手当と年金受給が連動している点を研修等通して職員に周知し、年金受給開始・支給停止発生時において、速やかに事実確認を行い、本庁と連携を取りながら返還金発生防止となるよう積極的な聞き取りを行う体制を構築している。

以上より、措置状況の適切性が認められると判断した。

## 第2節 こども未来部こども政策課

### 1 児童手当

事業の名称	児童手当		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成24年		
事業の内容	国・県・市と事業主が費用を負担し、児童を養育する者に手当を支給することによって、家庭生活の安定と児童の健全育成・資質の向上を図ることを目的として支給している。		
財源	国・県・市が児童手当法に基づく負担割合で負担		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	3,519,480	3,410,760	3,279,595
決算額（千円）	3,417,650	3,272,480	3,667,565
当初予算額と決算額との差額（千円）	101,830	138,280	▲ 387,970

#### (1) 事業概要

##### ① 事業名 児童手当支給事業

##### ② 事業目的

児童手当法において、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること。

##### 子ども・子育て支援法第7条第1項

この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

##### ③ 制度概要（令和6年10月制度改正）

###### (a) 支給要件

1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（0歳～高校生年代）を監護し、かつ生計を同じくする父母等であること

※父母の所得額を確認し、高い方で認定…手当支給先の特定

※受給者の住所地の市区町村に請求

※公務員は所属庁が支給

2) 児童は日本国内に住所を有すること（ただし、3年以内の留学を除く）

※施設入所・里親委託中の児童は、施設の設置者・里親が受給者

###### (b) 手当月額

3歳未満	15,000円（3歳の誕生日まで）
3歳以上高校生年代（第1・2子）	10,000円
第3子（年齢に関わらず）	30,000円

※児童数は、親が経済的負担をしている大学生年代の子ども（18歳年末以降～22歳年度末）を含めて数える。

(c) 実施主体

市区町村（法定受託事務）

(d) 支給期月

年6回（偶数月の10日）（各前月までの2カ月分を支払）

④ 費用負担割合

児童手当法第18条において、次のとおり定められている。

3歳未満児童	国	都道府県	市町村
被用者	全額		
被用者等でない者	13/15	1/15	1/15

⑤ 実施状況

《児童手当の実施状況》

（単位：人・千円）

	受給者数	特例 給付者数	対象児童数	特例給付 対象児童数	支給額
令和2年度	16,116	1,108	26,678	1,781	3,655,550
令和3年度	15,800	1,027	26,080	1,679	3,558,435
令和4年度	15,228	457	25,173	676	3,417,650
令和5年度	14,679	453	24,267	674	3,272,480
令和6年度	17,901	—	30,580	—	3,667,565

上記の受給者数、対象児童数は、国に対して報告を求められている各年度2月末現在の数値、支給額は決算値となっている。令和6年10月から制度改正により所得制限がなくなった関係で特例給付者数、特例給付対象児童数はなくなっている。

⑥ 決算

令和2年度以降令和6年度までの歳入推移は以下のとおりである。

《歳入の推移》

（単位：千円）

	当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	不用額
令和2年度	3,179,379	—	3,179,379	3,097,668	81,710
令和3年度	3,105,306	—	3,105,306	3,012,443	92,862
令和4年度	2,985,959	—	2,985,959	2,895,411	90,547
令和5年度	2,892,413	—	2,892,413	2,772,192	120,220
令和6年度	2,779,750	686,142	3,465,892	3,205,597	260,294

令和2年度以降令和6年度までの歳出推移は以下のとおりである。

《歳出の推移》

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	流用	予算現額	収入済額	不用額
令和2年度	3,744,900	-	△ 28,206	3,716,693	3,655,550	61,143
令和3年度	3,659,725	-	△ 2,442	3,657,283	3,558,435	98,848
令和4年度	3,519,480	-	-	3,519,480	3,417,650	101,830
令和5年度	3,410,760	-	△ 46,782	3,363,977	3,272,480	91,497
令和6年度	3,279,595	760,400	△ 3,608	4,036,387	3,667,565	368,822

⑦ その他

(a) 徴収・寄附

- ・児童手当から保育料、学校給食費等を徴収することができる。
- ・児童手当に係る寄附の申出書の提出により、内容を審査し適正と認めるときは、支払期日に市が受領することができる。

(b) 令和6年10月制度改正

所得制限が撤廃され、高校生年代までの支給期間延長、第3子以降の多子加算増額となっている。

扶養親族等の人数	児童手当 所得制限限度額(万円)未満	特例給付 所得上限限度額(万円)未満
0	622	858
1	660	896
2	698	934

支給月額(1人あたり)※( )内は第3子以降の月額

区 分		支給月額/1人	
		【旧制度】 令和6年9月まで	【新制度】 令和6年10月から
児童 手 当	3 歳 未 満	15,000円	15,000円 (30,000円)
	3歳以上小学校終了前	10,000円 (15,000円)	10,000円 (30,000円)
	小学校終了後 中学校終了前	10,000円	10,000円 (30,000円)
	高 校 生 年 代	-	10,000円 (30,000円)
特 例 給 付 (所得制限限度額以上)		5,000円	-

(c) 過誤払い金返還

返還事由	公務員採用、児童非監護
返納方法	前年度予算支給分⇒納入通知書、現年度予算支給分⇒返納通知書
時効(不納欠損)	最終納付から5年、督促状送付から5年、最終未納期限から5年

(d) 過誤払い金返還の収入未済額

過誤払い金返還の収入未済額の推移は以下のとおりである。

《過誤払い金返還の収入未済額》

年度	件数	金額（円）
令和2年度	2	190,000
令和3年度	2	280,000
令和4年度	0	0
令和5年度	1	80,000
令和6年度	1	160,000

(e) 不納欠損処分実績

不納欠損処分実績は以下のとおりで、令和2年度以降発生していない。

《不納欠損処分実績》

年度	件数	金額（円）
令和2年度	4	595,000
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	0	0

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、新規認定請求等の書類の作成が適切であるかどうか確認した。	こども政策課に保管されている新規認定請求、消滅届等の書類について、作成及び保管状況を確認したところ、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 制度改正前の申請書類について((3) 監査の結果 ①【指摘】)
関係書類の閲覧等により、本庁で各支所から送達された新規認定請求等の書類の確認を適切に行っているかどうか確認した。	こども政策課において、支所から送達された新規認定請求等の書類について、記載内容を確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 算定対象区分について((3) 監査の結果 ②【意見】)
関係書類の閲覧等により、申請に当たって必要となる書類が添付されているかどうか確認した。	申請者本人から受領する書類、マイナ連携により確認できる書類等、必要となる書類が添付されていることを確認した。
児童手当から徴収することができる未収となっている保育料や給食費の有無を確認した。	保育料については窓口で徴収しているが、給食費については「監査の結果」に記載した問題点が検出された。

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 給食費の回収について((3)監査の結果 ③【意見】)</li> </ul>
過誤払い金返還について、返還が生じる事由、返納方法、回収管理、不納欠損の実績について確認した。	<p>担当者へのヒアリング、不納欠損処分実績を把握したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 回収管理と不納欠損について((3)監査の結果 ④【意見】)</li> </ul>

### (3) 監査の結果

#### ① 制度改正前の申請書類について【指摘】

制度改正後おける申請書類について、以下の書類を確認した。

書類名	受理日	受付日	支所名
児童手当特例給付認定請求書	R7.7.2	R7.7.2	蓬萊支所
児童手当特例給付受給消滅届	R7.4.9	R7.4.9	北信支所

令和6年10月の制度改正により特例給付は廃止となっている。制度改正直後に旧書式での申請は止むを得ないともいえるが、いずれも制度改正から6か月以上経過しているにもかかわらず旧書式による申請があるのは、支所に書類が残存していることになる。

現行制度に合致した書式では、確認すべき事項が異なる部分もあるため、各支所に旧書式の書類があるかどうかを再度確認し、廃棄等の処分をする必要がある。

なお、こども政策課からは、2024年10月1日付け各支所・出張所、市民課総合窓口児童手当担当者宛に旧申請書の破棄を依頼するメール文書を発信しているため、発信された文書による対応が徹底されていない。

#### ② 算定対象区分について【意見】

新規認定請求では、加子加算カウントの可否を判定する際に児童の兄姉等(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を判定する区分があり、算定対象の場合に○となっている。書類によっては、該当しない場合に×として記入している場合もあり、書式の取扱いが統一されていない。

#### ③ 給食費の回収について【意見】

児童手当の支給に当たっては、支給対象者について給食費が未納となっている場合は徴収することができることとなっている。こども政策課では、福島市教育委員会と協力し令和5年11月に「福島市学校給食費徴収金の未納解消処理に関する事務取扱要領」を作成しているが、福島市教育委員会から未納給食費の情報提供等が無いこと、徴収に当たって申立書が必要なこと、将来的に給食費の無償化が検討されていること等の理由で

徴収実績はない。

給食費については、就学援助費として学校給食費等の費用を一部支援する制度もあるが、回収は促進されていない。今後は、福島市教育委員会と連携して未納給食費の解消に向けて対応する必要がある。

#### ④ 回収管理と不納欠損について【意見】

児童手当については、公務員採用により期限内に消滅届を提出しない場合、現況届等を送付後の申出により判明する児童非監護等の場合に、過払い金の返還が生じる。未返納分は市の債権であり、非強制徴収公債権（時効期間 5 年）となる。非強制徴収公債権は、滞納処分が行えないため、督促や催告によって返納されない場合は、民事訴訟法による一連の法的手続（支払督促や訴訟）を経る必要がある債権である。

市は、電話や訪問による催促は実施しているが、督促状を送付してもなお返納がない場合について、催告状は送付していない。また、債権毎に台帳管理しているため、発生事由別に区分管理はしておらず、納期限を過ぎた場合の延滞金の加算も行っていない。今後、納付がなければ令和 7 年度に 2 件、令和 8 年度に 2 件、令和 11 年度に 2 件の不納欠損となる予定である。

督促をしても反応がなく、返済期限延長承認申請等も行っていない納付義務者がいる場合については、時効期間が経過する前に法的手段への移行を検討すべきである。また、返済期限延長承認申請をしたものの、履行されていない場合は、その理由や所得、資産状況、生活状況を確認した上で、分割返納の見直しをする等、今後積極的な回収を進める必要がある。

## 2 児童扶養手当

事業の名称	児童扶養手当		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成14年8月(事務委譲)		
事業の内容	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的に支給している。		
財源	国庫負担金（国1/3、市2/3）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	965,417	913,916	859,486
決算額（千円）	881,949	860,951	868,071
当初予算額と決算額との差額（千円）	83,468	52,965	▲ 8,585

### (1) 事業概要

- ① 事業名 児童扶養手当支給事業
- ② 事業目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### ③ 制度概要

#### (a) 支給要件

日本国内に住所があつて、以下のいずれかに該当する児童を監護している母、監護かつ生計を同じとする父、父母に代わってその児童を養育している人

父母が離婚（事実婚を解消した児童）	父又は母が裁判所から保護命令を受けた児童
父又は母が死亡した児童	父又は母が1年以上拘禁されている児童
父又は母が重度の障がいの状態にある児童	母が未婚で出産した児童
父又は母の生死が不明である児童	父・母ともに不明である児童（孤児等）
父又は母から1年以上遺棄されている児童	

18歳に到達した後、最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）も対象となる。

#### (b) 支給金額と所得制限

児童扶養手当の支給金額は、手当を申請する本人及び扶養義務者、配偶者（重度障がいの場合）の前年（1～9月に申請する場合は前々年）の所得額と、対象となる児童の数によって決まる。

#### 【児童数と手当月額（令和7年4月～）】

児童数	全部支給	一部支給
児童1人	月額46,690円	月額46,680円～11,010円
児童2人以上 の加算額	2人目以降1人につき 月額11,030円	2人目以降1人につき 月額11,020円～5,520円

※他に全部支給停止（手当が支給されないものの、受給資格がなくなる）

※令和7年4月に物価スライドにより改定

#### 【所得額の算出方法】

児童扶養手当上の所得額=税法上の所得額+養育費の8割相当額-社会保険料控除（一律8万円）-児童扶養手当上の各種控除

【所得制限限度額】

扶養親族等の数	本人[手当を申請する方]			扶養義務者
	全部支給の所得限度額 (A)	一部支給の所得限度額 (B)	孤児等の養育者の所得限度額	配偶者（重度障がい）所得限度額 (C)
0人	69万円	208万円	236万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円	350万円
4人目以上	1人につき38万円を加算			

※扶養親族等の数：税法上の扶養親族等の数

※本人の所得 < (A)：全部支給、(A) ≤ 本人の所得 < (B)：一部支給、(B) ≤ 本人の所得：全部支給停止、(C) ≤ 扶養義務者の所得：全部支給停止

(c) 実施主体 都道府県等

(d) 支給期月

年6回（奇数月の定期支給月の11日）（各前月までの2カ月分を支払）

④ 費用負担割合 国：1/3、市：2/3

⑤ 実施状況

	受給者数 (人)	対象児童数（人）				支給額 (千円)
		第1子支給		加算		
		全部	一部	第2子	第3子	
令和2年度	1,863	12,325	12,251	9,049	2,482	978,949
令和3年度	1,800	11,495	12,406	8,892	2,434	937,743
令和4年度	1,719	10,719	11,937	8,509	2,312	882,216
令和5年度	1,641	10,203	11,650	8,311	2,261	861,148
令和6年度	1,645	10,153	11,079	8,045	2,215	868,072

※人数は各年度の3月単月のデータ、支給額は決算データ

⑥ 決算

令和2年度以降令和6年度までの歳入推移は以下のとおりである。

《歳入の推移》

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	不用額
令和2年度	339,894	-	339,894	325,677	14,216
令和3年度	338,020	-	338,020	311,581	26,438
令和4年度	321,805	-	321,805	292,497	29,307
令和5年度	306,638	-	306,638	285,883	20,754
令和6年度	286,495	-	286,495	287,740	△ 1,245

令和2年度以降令和6年度までの歳出推移は以下のとおりである。

《歳出の推移》

(単位：千円)

	当初予算額	補正予算額	流用	予算現額	収入済額	不用額
令和2年度	1,019,684	-	-	1,019,684	978,948	40,735
令和3年度	1,014,062	-	-	1,014,062	937,742	76,319
令和4年度	965,417	-	-	965,417	881,948	83,468
令和5年度	913,916	-	-	913,916	860,950	52,965
令和6年度	859,486	-	8,585	868,071	868,071	-

⑦ 備考

(a) 令和6年11月制度改正

区分		【旧制度】	【新制度】
		令和6年4月～10月分	令和6年11月分以降
本 体 額	全部支給	45,500円	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
第 2 子 加 算 額	全部支給	10,750円	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
第3子以降 加 算 額	全部支給	6,450円	第2子加算額と同じ
	一部支給	6,440円～3,230円	第2子加算額と同じ

扶養する 児童等の 数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)				一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			
	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から	これまで	R6.11月分から
0	1,220,000	1,420,000	490,000	690,000	3,114,000	3,343,000	1,920,000	2,080,000
1人	1,600,000	1,900,000	870,000	1,070,000	3,650,000	3,850,000	2,300,000	2,460,000
2人	2,157,000	2,443,000	1,250,000	1,450,000	4,125,000	4,325,000	2,680,000	2,840,000
3人	2,700,000	2,986,000	1,630,000	1,830,000	4,600,000	4,800,000	3,060,000	3,220,000
4人	3,243,000	3,529,000	2,010,000	2,210,000	5,075,000	5,275,000	3,440,000	3,600,000
5人	3,763,000	4,013,000	2,390,000	2,590,000	5,550,000	5,750,000	3,820,000	3,980,000

(出典：こども家庭庁「児童扶養手当」に関する大切なお知らせ)

(b) 過誤払い金返還

返還事由	事実婚、公的年金受給（障害基礎年金等）
返納方法	前年度予算支給分⇒納入通知書、現年度予算支給分⇒返納通知書
回収管理	債権管理台帳及び納付管理リスト
時効（不納欠損処）	最終納付から5年、督促状送付から5年、最終未納期限から5年

(c) 収入未済額

1) 過年度

《過年度分の収入未済額の推移》

年度	調定額 (円)	収入額 (円)	未済額 (円)	不納欠損額 (円)
平成17年	63,000	0	63,000	0
平成22年	131,920	36,000	95,920	0
平成29年	685,440	0	685,440	0
平成30年	942,440	55,000	887,440	0
令和元年	1,055,390	0	1,055,390	637,040
令和3年	1,719,350	180,000	1,539,350	0
令和4年	1,185,870	220,000	965,870	0
令和5年	305,770	0	305,770	0
合計	6,089,180	491,000	5,598,180	637,040

A 実未済額：5,598,180円－637,040円＝4,961,140円

2) 現年度

《現年度分の収入未済額の推移》

年度	調定額 (円)	収入額 (円)	未済額 (円)	不納欠損額 (円)
令和6年	1,984,470	1,786,780	197,690	0

B 実未済額：197,690円、A+B 実未済額合計 5,158,830円

(d) 不納欠損処分

《不納欠損処分の状況》

年度	件数	不納欠損額(円)
令和2年	2	1,043,190
令和5年	4	333,250
令和6年	1	637,040
合計		2,013,480

令和3年、令和4年は処分実績なし

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、新規認定請求等の書類の作成が適切であるかどうか確認した。	こども政策課に保管されている新規認定請求、消滅届等の書類について、適切に作成保管されていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、本庁で各支所から送達された新規認定請求等の書類の確認を適切に行っているかどうか確認した。	こども政策課において、支所から送達された新規認定請求等の書類について、記載内容が確認されていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、申請に当たって必要となる書類が添付されているかどうか確認した。	申請者本人から受領する書類、マイナ連携により確認できる書類等、必要となる書類が添付されているが、「監査の結果」に記載した問題点が

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>検出された。</p> <p>➤ 添付書類について((3) 監査の結果 ①【指摘】)</p>
<p>過誤払い金返還について、返還が生じる事由、返納方法、回収管理、不納欠損の実績について確認した。</p>	<p>担当者へのヒアリング、滞納債権の発生・改修の推移、不納欠損処分実績を把握したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 債権管理と不納欠損について((3) 監査の結果 ②【意見】)</p>

### (3) 監査の結果

#### ① 添付書類について【指摘】

認定請求添付書類において、健康保険証等が対象となっている。書類の取扱いについてはマニュアルでは詳細に記載されていないが、児童手当マニュアルでは「コピーは、記号・番号をマスキング（黒ペンで塗りつぶす等）」と記載がある。

今回、申請時の書類を確認したところ、健康保険被保険者証、福島県国民健康保険資格確認書について、記号・番号のマスキングが不十分となっており、容易に読み取れる状態となっているものがあつた。なお、児童手当におけるマスキング対応は十分に行われていた。

#### ② 債権管理と不納欠損について【意見】

債権管理については、児童手当に記載したとおりであるが、児童扶養手当については平成17年度に調定した金額も残存している状況で、不納欠損処理を行う要件を満たしていないことによるものである。債権管理に係る費用負担を考慮し、令和6年度中に返納が全くない債権については、回収にあたって、更に進んだ特別な対応（催告状の送付、訴訟等）が必要と考える。

### 3 児童手当制度改正準備事業（電算業務委託料）

事業の名称	児童手当制度改正準備事業費（システム改修、対象者抽出）		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	令和6年度		
事業の内容	児童手当の拡充に伴い、必要なシステム改修や児童手当の認定を行い、児童手当を支給する。		
財源	国庫補助金		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	0	0	23,000
決算額（千円）	0	0	22,363
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	637

件名	負担行為額（千円）	検討対象
令和6年度児童手当制度改正に係る電算業務委託（対象者抽出）	3,993	★
令和6年度児童手当制度改正に伴う福島市保健福祉総合情報システム（児童手当）改修業務委託	18,150	★
保健福祉総合情報システム関連機器構築業務委託	220	
計	22,363	

### 3-1. 令和6年度児童手当制度改正に係る電算業務委託（対象者抽出）

委託事業名	令和6年度児童手当制度改正に伴う電算業務委託（対象者抽出）
担当部局	こども政策課
契約方法	随意契約
契約金額（税込）	3,993,000円
契約先	株式会社福島県中央計算センター
契約年月日	令和6年4月5日
業務完了日	令和7年1月31日

#### （1）業務委託契約の概要

令和6年10月から実施される児童手当制度改正は、保護者の所得制限が撤廃されるとともに、支給対象児童の年齢が高校生年代まで拡大、支給額が増額となる第3子のカウント方法が見直され大学生年代まで拡大される。一連の事務処理に関し住民登録情報、児童手当情報をシステムで円滑かつ適正に管理・運用する必要があることから、業務委託を行う。

#### （2）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。	契約の方式は、随意契約である。 契約相手方の選定方法は、本業務に必要なデータを管理・運用している事業所であり、市の情報セキュリティにも精通しているとの理由は適正と判断した。
関係書類（随意契約理由書）の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	随意契約理由書を閲覧し、委託理由に合理性があることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。 関係書類の閲覧等により、委託料の	参考見積書による基礎数値ではあるが、積算内訳書において抽出機能開発日数、データ作成回数が明示され、各単価に基づいていることを確認した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
算定方法は適正かどうか確認した。	
関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。	<p>契約書を閲覧した結果、適法であると判断したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 業務担当者通知の明確化について（（3）監査の結果 ①【意見】）</p>
関係書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	委託料は参考見積書をベースに積算されている。提示された参考見積書において一定程度の値引額が明示されていることから、委託先においても業務コストの削減努力が行われているものと判断した。
関係書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した業務目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	申請勸奨者対象データ作成は全 3 回予定されており、これらを含めて契約期間満了予定日までに委託業務完了届が提出されており、特に問題は生じていないことを確認した。
質問により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について随時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	実際に抽出したデータを確認しているとの回答を得た。

### （3）監査の結果

#### ① 業務担当者通知の明確化について【意見】

仕様書においては、体制要件について以下のように明記されている。

受注者は、責任者を選任するとともに、当市の指定する対象業務毎に主担当者及び副担当者を割り当て、遅滞なく業務を推進できる体制とする。（仕様書第 2 章 本システム体制等要件 1 体制要件）

契約に際し、受注者からは業務担当者通知が提出されている。当該通知書面では、業務担当者と業務従事者が個人名で明記されている。これについて市では、主担当・副担当の記載はないが業務毎に主担当者、副担当者（業務従事者全員）を認識している。

また仕様書においては、主担当者及び副担当者の資格条件として、本業務に関する導入又はそれと類似した業務の経験を有することを求めている。現在の通知文書は、業務に関する実務経験年数・職歴が記載されているが、これは業務責任者の記載と読み取れるため、副担当者についても個別具体的に記載した通知の作成を発注者に依頼しておくことが望ましい。

3-2. 令和6年度児童手当制度改正に伴う福島市保健福祉総合情報システム（児童手当）改修業務委託

委託事業名	令和6年度児童手当制度改正に伴う福島市保健福祉総合情報システム（児童手当）改修業務委託
担当部局	こども政策課
契約方法	随意契約
契約金額（税込）	18,150,000円
契約先	株式会社福島県中央計算センター
契約年月日	令和6年5月1日
業務完了日	令和7年2月28日

(1) 業務委託契約の概要

令和6年10月から実施される児童手当制度改正に伴い、以下の事項に関する変更・見直しを行うためシステム改修をするものである。

- ①所得制限の廃止、②支給期間の延長、③支給金額の変更、④多子加算のカウント方法の見直し（算出児童の大学生年代までの延長）、⑤制度開始時期並びに支給月及び回数の変更、⑥現況確認の反映時期、⑦その他

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。	契約の方式は、随意契約である。 契約相手方の選定方法は、保健福祉総合情報システム（GPRIME）の設定・納品業者であり、システムを改修するための知識・技術経験等を有している。
関係書類（随意契約理由書）の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	随意契約理由書を閲覧し、委託理由に合理性があることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。 関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうか確認した。	参考見積書による基礎数値ではあるが、積算内訳書において抽出機能開発日数、データ作成回数が明示され、各単価に基づいていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。	契約書を閲覧した結果、適法であると判断した。
関係書類の閲覧等により、委託料は	システムに関連した業務であることから、システム

監査要点及び実施した手続	実施結果
業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	の設定・納品業者が仕様書に基づいて行うことから業務内容に対して適正な水準である。入札に当たって、参考見積書提示額を下回る金額で入札していることから業務コストの削減努力は行われていると判断した。
関係書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した業務目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	完成時の検査において結果不合格となっていないこと等から業務目的達成に貢献していると判断した。
関係書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について随時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	業務途中での試験実施、要望の反映は、チェックシートや議事録兼報告書が作成されていることを確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 契約履行確認書類について ((3) 監査の結果 ①【意見】)

### (3) 監査の結果

#### ① 契約履行確認書類について【意見】

当該事業は、委託の目的、提出図書などの点では異なるものの仕様書において求められている要件等は、前記「令和6年度児童手当制度改正に係る電算業務委託（対象者等抽出）」業務と同じである。何れの業務においても、データ反映等作業チェックシート、議事録兼報告書が受注者から提示されているが、市の取扱（記入、捺印）が異なっている部分がある。

事業名	データ反映等作業チェックシート	議事録兼報告書
福島市保健福祉総合情報システム（児童手当）改修業務委託	年度相違 確認欄：空欄（記入漏れ）	年度合致 確認欄：記入あり
電算業務委託（対象者等抽出）	捺印漏れ	捺印あり

該当する書類が仕様書において明示されていないため、当該書類が必要書類か否か特定することはできないが、市の担当者が確認したことを文書で明確にしておく必要はある。

#### 4 児童手当制度改正準備事業費（その他の委託料）

事業の名称	児童手当制度改正通知等印刷及び自動封入・封緘業務委託		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	令和6年度		
事業の内容	児童手当の拡充に伴い、必要なシステム改修や児童手当の認定を行い、児童手当を支給する。		
財源	国庫補助金		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	0	0	3,000
決算額（千円）	0	0	2,938
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	62

##### （1）事業の概要

児童手当に関する制度改正のお知らせ印刷及び自動封入業務

制度改正通知に関する業務	窓あき封筒印刷、宛名入り添書印刷・折加工、パンフレット印刷・折加工、自動封入処理
審査結果通知に関する業務	窓あき封筒印刷、宛名入り結果通知書印刷・折加工、添書印刷・折加工、自動封入処理

##### （2）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。	契約の方式は、指名競争入札である。 契約相手方の選定方法は、3者から事前に参考見積書を徴求し、うち2者が入札に参加し、より低価格の者が落札していることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	見積書において印刷・折加工、自動封入作業が行える業者であることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。 関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうか確認した。	1者の参考見積書による基礎数値ではあるが、積算内訳書において業務毎の数量が明示され、各単価に基づいていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。	契約書を閲覧した結果、適法であると判断した。
関係書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	納品業者が仕様書に基づいて、各種業務を行うことから業務内容に対して適正な水準である。入札に当たって、参考見積書提示額を下回る金額で入札していることから業務コストの削減努力は行われて

監査要点及び実施した手続	実施結果
認した。	いると判断した。
関係書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した業務目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	業務完了時の確認において特に問題となる事項がないことから業務目的達成に貢献していると判断した。
関係書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について随時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	業務完了時の確認において特に問題となる事項がないことから業務目的達成に貢献していると判断した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

## 5 出産・子育て応援交付金事業

事業の名称	出産・子育て応援交付金事業		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	令和5年度		
事業の内容	妊娠期から出産・育児期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させ、経済的支援を一体として実施することで、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境づくりの一助とする。		
財源	出産・子育て応援交付金（国 2/3、県 1/6、市 1/6）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	0	173,370	154,846
決算額（千円）	0	137,071	133,256
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	36,299	21,590

### (1) 概要

出産・子育て応援交付金事業は、令和4年10月に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき創設された制度であり、令和5年度から運用開始している。具体的には、妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円、出生届出時にこども1人当たり5万円の経済的支援を行う制度である。

なお、出産・子育て応援交付金は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、子ども・子育て支援法に規定された妊婦支援給付金として運用されることとなった。給付される金額に変更は無いが、妊娠給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数届出後にこども1人当たり5万円が支給されることとなった。

《出産・子育て応援交付金の概要》

## 出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算：1,267億円、令和5年度予算案：370億円

**1. 事業の目的**

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

**2. 事業の内容**

○ 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

**【実施主体】 子育て世代包括支援センター（市町村）**  
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

**伴走型相談支援**

- (※1) 子育てガイドを一掃に確認。出産までの見通しを寄り添って立てる等
- (※2) 夫の育児取得の推進、両親学級等の紹介。産後サービス利用を一掃に検討・提案等
- (※2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨
- (※3) 子育てサークルや交際交流会など、悩みを共有できる仲間作りへの紹介、産後ケア等サービス、育児給付や保育園入園手続きの紹介等

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

- ・ ニーズに応じた支援（両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等）
- ・ 妊娠届出時（5万円相当）・出生届出時（5万円相当）の経済的支援

《経済的支援の対象者》令和4年4月以降の出産 ⇒ 10万円相当

《経済的支援の実施方法》 出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減等  
※クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

**3. 実施主体**

市区町村（民間等への委託も可）

**4. 補助率**

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10  
令和5年度当初予算(案)  
○ 伴走型相談支援：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4  
○ 経済的支援：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

(出典：厚生労働省「出産・子育て応援交付金の概要について」)

《出産・子育て応援交付金の制度化》

## 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設

【子ども・子育て支援法、児童福祉法等】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に**妊婦のための支援給付を創設**するとともに、児童福祉法に**妊婦等包括相談支援事業を創設**し、市町村は、**妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせる**ことを子ども・子育て支援法に規定。

**妊婦のための支援給付** (子ども・子育て支援法)

- 市町村は、妊婦であることの認定後に**5万円**を支給。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に**妊娠している子どもの人数×5万円**を支給する。
- 子ども・子育て支援法制度の創設に伴い、財源として**子ども・子育て支援納付金を位置づける**。等

**妊婦等包括相談支援事業** (児童福祉法)

- 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業として新設する。
- 母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置づける。

**【実施主体】 市町村（子ども家庭センター）**  
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託可)

**伴走型相談支援**

身近で相談に応じ、必要な支援メニューにつなぐ

妊婦の認定後：5万円の支給

妊娠している子どもの人数×5万円の支給

※ 給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

(出典：子ども家庭庁「出産・子育て応援交付金の制度化についての自治体説明会」)

(2) 市の交付実績と事務フロー

市では出産・子育て応援交付金を口座振込で支給しており、令和6年度の交付実績は以下のとおりである。

《令和6年度交付実績》

(金額単位：千円)

		令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月
出産	対象妊婦(名)	103	98	133	71	107	116
	支給額	5,150	4,900	6,650	3,550	5,350	5,800
子育て	対象妊婦(名)	113	102	126	109	92	111
	支給額	5,650	5,100	6,300	5,450	4,600	5,550
合計支給額		10,800	10,000	12,950	9,000	9,950	11,350

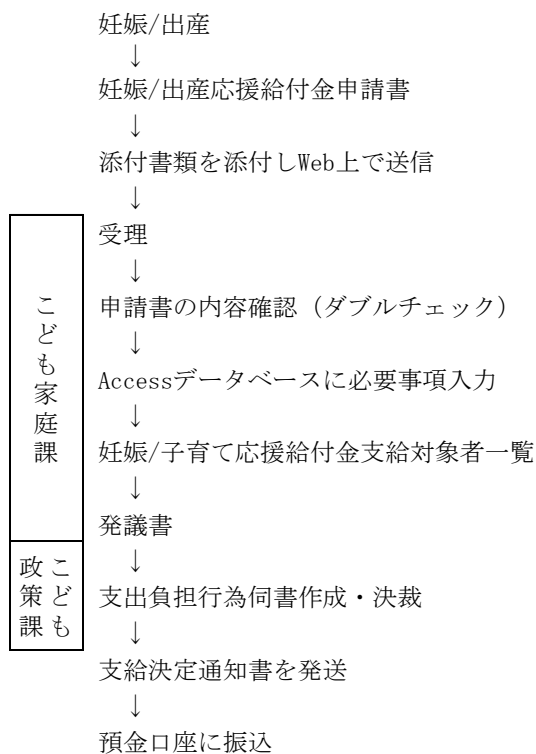
		令和6年10月	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
出産	対象妊婦(名)	113	132	106	95	109	165
	支給額	5,650	6,600	5,300	4,750	5,450	8,250
子育て	対象妊婦(名)	94	108	103	79	106	157
	支給額	4,700	5,400	5,150	3,950	5,300	7,850
合計支給額		10,350	12,000	10,450	8,700	10,750	16,100

年度合計	132,400
------	---------

(出典：こども政策課提供資料より監査人が作成)

令和6年度の市の出産・子育て応援交付金の申請から交付までの事務フローは次のとおりである。妊娠・出産とも同じ事務フローで運用されているが、令和6年度はこども政策課の予算となっていた。令和7年度からはこども家庭課の予算となったことから、こども家庭課で事務フローが完結するとのことである。

【事務フロー】



(出典：こども政策課からのヒアリング結果より監査人が作成)

(3) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の出産・子育て応援交付金の申請、決定、交付等の手続が定められた手順によっているかを確認する。	サンプルを抽出し、出産・子育て応援交付金の事務フローの手順が当初定めたとおりに正しく行われていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の出産・子育て応援交付金の金額の算定及び交付時期が適切かどうか確認する。	出産・子育て応援交付金が、支給対象人数×50,000円で計算されていることを確認した。 出産・子育て応援交付金は申請書を受理した翌月15日に支払われていることを、こども政策課が作成した伺書を開覧し確認した。

(4) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

## 6 ファミリーサポート事業委託

事業の名称	福島市子育て援助活動支援事業業務委託		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。		
財源	子ども・子育て支援交付金（国 1/3、県 1/3、市 1/3）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	11,500	15,500	17,500
決算額（千円）	11,500	15,500	17,500
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	0

(1) 事業の概要

乳幼児や小学生の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者を会員として、相互援助活動に関する連絡・調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。実施主体は市であるが、市が適切と認めた者へ委託等を行うことができる。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の開覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正である	契約の方式は、随意契約である。 契約相手方の選定方法は、同質の事業を行ってきた

監査要点及び実施した手続	実施結果
るかどうか確認した。	事業者であり、当該事業を行っている業者が他にいない。
関係書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	施行伺において、豊富な経験とノウハウを持つ事業者に委託することで、当該事業の更なる充実と拡充を図ることができると記載されており妥当と判断した。
関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。 関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうか確認した。	子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく事業の実施に必要な経費となっていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。	契約書を閲覧した結果、適法であると判断した。
関係書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	委託先法人の決算書により収入支出を確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶ 委託先の実態把握について ((3) 監査の結果 ①【意見】)
関係書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した業務目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	実地調査を行っており、おおむね適正に実施されていること、指摘事項はあるものの事務的な内容であることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について随時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	担当課において、実地調査を行っており、おおむね適正に実施されている。

### (3) 監査の結果

#### ① 委託先の実態把握について【意見】

子育て援助活動支援事業は、本来、市が事業主体となって行う事業であるが、豊富な経験とノウハウを持つ事業者に委託することで「病児・緊急対応強化事業」の更なる充実と拡充を図ることができるため、特定非営利活動法人こども緊急サポートふくしま（以下「NPO法人」という。）へ業務委託を行っているものである。

今回、当該業務委託先の決算状況を確認したところ下記の状況となっている。

《業務委託先の決算状況》

(単位:円)

摘要	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収入					
福島市委託	8,700,000	8,700,000	11,500,000	15,500,000	17,500,000
その他	672,895	1,034,147	779,233	874,667	6,530
経常収入合計	9,372,895	9,734,147	12,279,233	16,374,667	17,506,530
経常費用					
事業費その1/主に人件費	6,498,860	7,136,539	8,091,936	9,564,080	8,938,665
事業費その2/その他費用	631,481	1,827,919	1,639,197	1,465,089	3,047,184
経常費用合計	7,130,341	8,964,458	9,731,133	11,029,169	11,985,849
当期経常増減額	2,242,554	769,689	2,548,100	5,345,498	5,520,681
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0	0
当期正味財産増減額	2,242,554	769,689	2,548,100	5,345,498	5,520,681
前期繰越正味財産	-1,462,637	779,917	1,549,606	4,097,706	9,443,204
次期繰越正味財産	779,917	1,549,606	4,097,706	9,443,204	14,963,885

令和4年度(2022年度)から百万円単位の当期正味財産増減差額が計上されているが、その要因はNPO法人側で適正な人件費を計上していなかったことによるものであり、令和7年度では是正されているとのことである。市では、令和5年度より委託先である当該NPO法人への立入検査を行っているとのことであるが、決算報告書の確認は行っていないため、要因の把握は出来ていなかったとのことである。

今後は、委託先の決算報告書にも目を通し、異常点の有無を把握して適切な指導を行い、適切なサービスの提供に努める必要がある。

## 7 児童センター運営補助金

事業の名称	児童厚生施設を運営する法人に対する運営費補助金		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成15年度		
事業の内容	地域の児童福祉を支える児童厚生施設の運営を支援することを目的として、東浜児童センター及び野田児童センターに運営費補助を行う。		
財源	市(一般財源)		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	39,842	40,374	46,899
決算額(千円)	39,842	40,374	46,899
当初予算額と決算額との差額(千円)	0	0	0

### (1) 事業の概要

地域の児童福祉を支える児童厚生施設の運営を支援することを目的として、東浜児童センター及び野田児童センターを運営する法人に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で運営費補助金を交付する。

### (2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
補助金交付の方式及び相手方の選定方法については、関係書類（補助金交付要綱）の閲覧及び質問等により確認した。	補助金交付の方法は交付申請、交付決定により4月と9月の年2回に分割交付されている。相手方の選定については、対象施設に対する運営管理、活動方針を記載した事業計画の着実に実行可能な法人を選定していることを確認した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金の交付に合理性があるかどうか確認した。	補助金交付要綱等を閲覧し、対象2施設の運営に対して交付することから合理性があることを確認した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金の申請方法、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。	補助金の申請方法は、補助金交付要綱に明記されていることを確認した。また予算整理簿において、金額が明確になっていることを確認した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金の算定方法は適正かどうか確認した。	人件費、事業費、事務費を賄うための収入として算定されていることを確認した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び補助事業者に周知されているかどうかを確認した。	補助金交付要綱において、補助金等の申請に当たって必要となる書類に、収支予算書が明示されているが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 決算書（抄本）と拠点区分資金収支計算書の差異について（（3）監査の結果 ①【指摘】）</li> <li>➤ 役員給与と補助金の関係について（（3）監査の結果 ②【指摘】）</li> <li>➤ 補助金の妥当額の検証方法について（（3）監査の結果 ③【意見】）</li> </ul>
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、当該補助金は予定した行政目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	事業報告における運営管理、活動状況から予定した行政目的達成に貢献していると判断した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金の効果について適時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	事業報告において、施設別の利用状況（人数、開館日数）が記載されており、妥当と判断した。

(3) 監査の結果

① 決算書（抄本）と拠点区分資金収支計算書の差異について【指摘】

市は、児童厚生施設（東浜児童センター、野田児童センター）を運営する社会福祉法人

福島福祉施設協会に対して運営費補助金を交付している。市は、補助金の実績報告として当該法人から決算書（抄本）の提出を受け、また、補助金の交付確定のため拠点区分資金収支計算書を入手し、決裁を行っている。しかし、両者には以下の差異があるが、市はその原因について検討を行っていない。

両者は、作成時期が原因で若干の差異が生じる可能性があるが、いずれも交付した補助金が正しく使われているか確認するために入手しているものであるため、両者に多額の相違がないかどうかの比較検討を実施すべきである。

《補助金交付額》

令和6年度	東浜児童センター	野田児童センター
A 補助金交付額（年額）	23,455,000円	23,444,000円
B 決算書（抄本）：法人提供	23,455,000円	23,444,000円
C 拠点区分資金収支計算書	17,542,000円	23,444,000円
A－C	5,913,000円	0円

※東浜児童センターで生じている差額 5,913,000円は、決算書（抄本）の支出項目から常務理事の人件費 5,906,226円に相当する金額であると推測できる。

《東浜児童センターの支出》

東浜児童センター	①決算書（抄本）	②拠点区分 資金収支計算書	①－②
人件費	19,498,944円	13,592,718円	5,906,226円
事業費	908,702円	908,702円	0円
事務費	2,232,400円	2,214,400円	18,000円
施設整備費	1,526,470円	1,526,470円	0円
合計	24,166,516円	18,242,290円	5,924,226円

※人件費で生じている差額 5,906,226円は、決算書（抄本）の支出項目から常務理事の人件費 5,906,226円に相当する金額である。

② 役員給与と補助金の関係について【指摘】

運営費補助金の対象経費に役員給与が含まれていることから、当該法人では補助金申請時の予算に、東浜児童センターに常務理事の役員給与を含めている。通常、常務理事の業務は、社会福祉法人で行っている補助対象事業だけではなく、他の事業に係る業務も行っているはずであり、東浜児童センター事業が役員給与の全額を負担しており、業務実態を反映していないと言える。

当該補助金は、他の目的に使用することができないことが規定されているため、常務理事の役員給与に係る補助金申請は、役員給与支給予定額の全額を予算計上すべきではない。今後は、業務実態を把握した上で、補助金対象の事業に係る割合を算定し、補助金を交付すべきである。

③ 補助金の妥当額の検証方法について【意見】

交付された運営費補助金の使途の妥当性を検討するためには、補助金申請時の支出予算と、これと同等の基準で集計した実際の支出額を比較する方法が望ましいが、市はこれを実施していない。補助対象外の経費に補助金が利用されることが無いようにするため、どのような方法が良いか検討を行い、実行に移す必要がある。

## 8 福島市児童センター管理委託料

事業の名称	児童センター管理委託料		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成18年度		
事業の内容	多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するために、公の施設（児童センター）の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、指定管理業務委託を行う。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	46,710	46,866	60,460
決算額（千円）	46,709	46,866	60,460
当初予算額と決算額との差額（千円）	1	0	0

(1) 契約概要

地域の児童健全育成の活動拠点として、子どもの健全な遊びなどを通して、地域における遊びの援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情緒を豊かにすることに努めることを目的として、福島市指定管理施設である、福島市蓬莱児童センター、福島市清水児童センター及び福島市渡利児童センターの指定管理業務を社会福祉法人福島福祉施設協会に委託している。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の福島市児童センター管理委託料に関する書類を確認し、指定管理者選定手続きが法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	福島市条例の規定により設置された児童センターは、地方自治法第244条第1項及び児童福祉法第35条第3項の規定する児童福祉施設として、無料で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設である。契約は福島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例にしたがって実施されていることを指定管理者募集要綱、指定管理申請書を閲覧し、福島市こども未来部 指定管理者管理運営委員会の審査により適切に評価も行われている。よっ

監査要点及び実施した手続	実施結果
	て、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市児童センター管理委託料に関する書類を確認し、指定管理料の算定方法は適切か、また予算上明確になっているかを確認した。	指定管理者の算定は市が管理料算出に関して積算資料などに基づいて作成しており、過年度の実績や物価の状況を加味して、項目毎に金額は予算上明確にしていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市児童センター管理委託料に関する書類を確認し、基本協定書や年度協定書は適法であり、支払いは正確かを確認した。	指定管理料は児童センターの管理に関する年度協定書に記載された支払い回数、支払額及び支払期限どおりに支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市児童センター管理委託料に関する書類を確認し、指定管理料は業務の内容に対し適正な水準であり、また指定管理者側での業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	指定管理料は市の積算資料など根拠のあるデータに基づき適切に算定されており、それを以て指定管理料としているが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 指定管理者公募時に応募者を増やす施策について（(3) 監査の結果 ①【意見】）
監査対象年度（令和6年度）の福島市児童センター管理委託料に関する書類を確認し、成果品の検査及び指定管理者の評価について適時、適切になされているかを確認した。	委託契約の履行状況や結果の検証については、「福島市こども未来部 指定管理者管理運営委員会」で評価し、指定管理者へフィードバックしていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市児童センター管理委託料に関する書類を確認し、今後の施設の動向について問題ないか検討した。	令和6年度事業報告を閲覧し、児童センターの指定管理について委託契約の履行状況や結果の検証が適切に実施されていることを確認した。 委託契約の履行状況や結果の検証については、「福島市こども未来部 指定管理者管理運営委員会」で評価し、指定管理者へフィードバックしていることを確認した。

### (3) 監査の結果

#### ① 指定管理者公募時に応募者を増やす施策について【意見】

指定管理者制度は平成18年4月に導入され、現在に至るまでの間、継続して同一の指定管理者が選定されている（直近の令和6年度の指定管理者選定においても選定され、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、指定管理者となることか

ら、結果的に23年間同一の指定管理者が行うこととなる)。

直近の指定管理者選定にあたっては、申請者は従来の指定管理者のみであった。申請者が1名となった要因として、指定管理者募集要綱の4「指定管理者の募集選定に関する事項」(3)「申請の資格」①ウにおいて、申請者は「市内に主たる事業所を置く団体、グループに限ること。」と地域要件を限定していることにも起因するものと推察される。また、現在の指定管理者に長期間委託していることから、意識的な参入障壁が高いことも想定される。

過去には指定管理期間の公募については複数の団体から申し込みがあり、市では面接を行うなど選定を行っていたが、現在まで同一の指定管理者が選定されてきた。確かに、同一の指定管理者が行うことで安定した事業運営を行えるものとも考えられるが、一方、競争性の確保により、コスト削減やサービス向上が図れる面もあることも否定できない。次回からは募集要綱の地域要件を緩和することや、常日頃から他団体への応募への呼びかけを行うこと等を検討して頂きたい。

## 9 地域子育て支援拠点事業委託

事業の名称	福島市地域子育て支援拠点事業業務委託		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成19年度		
事業の内容	地域において子育て親子の交流等を促進する支援拠点の設置により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。		
財源	重層的支援体制整備事業交付金(国1/3、県1/3、市1/3)		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	237,932	237,380	243,918
決算額(千円)	234,449	243,432	246,832
当初予算額と決算額との差額(千円)	3,483	▲ 6,052	▲ 2,914

### (1) 事業の概要

地域子育て支援拠点事業の実施について、地域における子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として行う地域子育て支援拠点事業を実施する。

### (2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。	契約の方式は、随意契約である。 契約相手方の選定方法は、同質の事業を行ってきた事業者であり、当該事業を行っている業者が他にいないとしており妥当と判断した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	施行伺において豊富な経験とノウハウを持つ事業者へ委託することで、当該事業の更なる充実と拡充を図ることができると判断した。
関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。 関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうか確認した。	子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づく事業の実施に必要な経費となっていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。	契約書を閲覧した結果、適法であると判断した。
関係書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	委託先法人の決算書により収入支出を確認したが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ▶ 入手した収支決算書の内容の把握について ((3) 監査の結果 ①【指摘】)
関係書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した業務目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	実地調査を行っており、おおむね適正に実施されていること、指摘事項はあるものの事務的な内容であることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について随時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	担当課において、実地調査を行っており、おおむね適正に実施されていることを確認した。

### (3) 監査の結果

#### ① 入手した収支決算書の内容の把握について【指摘】

当該事業は、複数の社会福祉法人と福島市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき地域子育て支援拠点事業の実施についての委託契約を締結している。

委託料は、福島市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、国の重層的支援体制整備事業交付金交付要綱の基準額（地域子育て支援拠点事業に係る1か所当たり年額運営費として基本分、加算分に区分）を原則として2回に分けて支払っている。また、受注者である受託者は、契約期間終了の日において、市から支払われた委託料に残金が生じたときは、発注者に返還しなければならないこととなっている。

市では、委託料の残金の有無について収支決算書を入手して確認している。今回、契約先の一つであるNPO法人について、入手した収支決算書とホームページに公表している決算報告書（事業別損益の状況）と比較した結果は、以下のとおりである。なお、当該

NPO法人については、収支決算書は収入及び支出とも当初予算を上回っており、収入額を上回る支出額となっていることから、市は委託料の返還を求めている。

令和6年度 子育て支援センターみんなの家収支決算書

事業別：みんな（子育て支援）

（自）令和6年4月1日 （至）令和7年3月31日

（HP公表データ）

収入の部

科目	予算額	決算額	増減	摘要
地域子育て支援拠点事業収入	13,779,000	14,474,050	695,050	
委託料	13,719,000	14,178,000	459,000	福島市地域子育て支援拠点事業業務委託
その他の事業収入	60,000	296,050	236,050	一時預かり収入
受取利息配当金		0	0	
その他	1,000,000	2,219,890	1,219,890	
雑収入	1,000,000	2,219,890	1,219,890	助成金収入(2,000,000)、イベント参加者参加費収入(219,890)
計	14,779,000	16,693,940	1,914,940	

勘定科目	金額	差引決算額
事業収益	14,474,050	0
その他収益	199,943	2,019,947
計	14,673,993	

支出の部

科目	予算額	決算額	増減	摘要
人件費	10,219,873	9,717,680	▲502,193	正職員2名、パート職員3名分
職員給料	9,403,450	8,615,477	▲787,973	
職員賞与	0	0	0	
退職給付	0	0	0	
法定福利費	816,423	1,102,203	285,780	
事業費	1,749,000	1,970,329	221,329	
保健衛生費	80,000	103,899	23,899	衛生用品・消毒等
保育材料費	600,000	884,692	284,692	保育材料・絵本等
水道光熱費	234,000	286,098	52,098	水道・電気・ガス 90%
消耗器具備品費	300,000	40,000	▲260,000	備品等
保険料	100,000	6,860	▲93,140	行事保険
講師謝金	420,000	648,780	228,780	講師謝金 託児謝金
雑支出	15,000	0	▲15,000	
事務費	2,461,600	2,202,277	▲259,323	
福利厚生費	20,000	22,803	2,803	予防接種費用
旅費交通費	125,000	158,940	33,940	職員旅費日当、打合・見学旅費
研修研究費	80,000	28,600	▲51,400	ひろば全協研修費
事務消耗品費	180,000	171,168	▲8,832	コピーカウンタ料、用紙代
印刷製本費	50,000	61,725	11,725	リーフレット印刷・広報
水道光熱費	26,000	31,789	5,789	水道・電気・ガス 10%
燃料費	48,000	8,361	▲39,639	灯油代
通信運搬費	164,200	163,752	▲448	電話、郵送、携帯電話代
会場費	40,000	9,180	▲30,820	外部会場使用料
手数料	60,000	48,572	▲11,428	振込手数料
賃賃料	1,200,000	1,439,196	239,196	家賃・駐車場・複合機リース
租税公課	30,000	0	▲30,000	第2種社会福祉事業 税務署長認定のため非課税
保守料	420,000	33,109	▲386,891	施設修繕・ホームページ保守管理
雑支出	18,400	25,082	6,682	町会費、市連絡会会費等
その他	348,527	2,803,654	2,455,127	
雑支出	18,000			
一般管理費	330,527	2,803,654	2,473,127	一般管理費として法人会計繰入
計	14,779,000	16,693,940	1,914,940	

勘定科目	金額	差引決算額
給料手当	7,807,174	808,303
法定福利費	1,102,203	0
水道光熱費	296,599	-10,501
消耗品費	390,460	
保険料	6,860	0
謝金	85,277	563,503
福利厚生費	20,796	2,007
旅費交通費	67,689	91,251
教育研修費	26,000	2,600
事務用品費	151,823	19,345
印刷製本費	1,502	60,223
通信費	148,874	14,878
会場費	8,347	833
支払手数料	42,061	6,511
地代家賃	1,301,460	111,046
賃借料	26,690	
修繕費	25,100	8,009
諸会費	19,400	5,682
広告宣伝費	5,100	
交際費	5,263	
計	11,538,678	

ホームページに公表されている「みんな（子育て支援）」の事業別損益は、事業収益が収支決算書の地域子育て支援拠点事業収入と一致していること、法定福利費及び保険料が一致していることから、該当する事業であると推測できる。しかし、支出項目については、両者の比較でほとんどの項目が収支決算書の方が金額が大きく、不一致となっている。NPO法人の事業別損益には共通区分があるため、不一致となっていることが意図的なものであるかどうかは断定はできない。

現状、市は当該NPO法人の収支決算書の支出項目が、地域子育て支援拠点事業に関するものであるかを把握していないとのことである。当該委託事業が適切に実施されているか、及び受託者側でコスト削減努力が行われているかどうかを適切に評価するため、

受託者から入手した収支決算書の内容を分析し、収支状況を把握する必要がある。そして、公開情報等と不一致がある場合には、その原因も究明する必要がある。

## 10 福島市児童公園の施設管理委託

事業の名称	福島市児童公園管理委託料		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成21年度		
事業の内容	多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するために、公の施設（福島市児童公園）の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、指定管理業務委託を行う。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	6,038	5,970	10,577
決算額（千円）	6,038	5,970	10,577
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	0

### （1）事業の概要

福島市児童公園（ふくしま児童公園SFCももりんパーク）を適正かつ円滑に管理するために、事業者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する児童の福祉サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることを目的に、指定管理者を選定し管理を委託するもの。

具体的な業務は、福島市児童公園条例第3条に規定する以下の業務となっている。

- ① 児童公園の施設及び設備を児童の利用に供する業務
- ② 前号に掲げるもののほか、児童公園設置の目的を達成するために必要な業務

<p>福島市児童公園条例</p> <p>第3条 児童公園は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童公園の施設及び設備を児童の利用に供すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、児童公園設置の目的を達成するために必要な事業</p>
---

### （2）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
関係書類の閲覧等により、契約の方式及び相手方の選定方法は適正であるかどうか確認した。	契約相手方の選定方法は、福島市指定管理者選定委員会にて第2次審査終了後に指定管理者の候補者として交渉順位第1位となったことによる。
関係書類の閲覧等により、委託理由に合理性があるかどうか確認した。	事業者たる能力を活用し、地域住民等に対する児童の福祉サービスの効果及び効率を向上させ、地域の福祉の一層の増進を図ることであり、実施に当たって求められる公共性を十分に理解していることが

監査要点及び実施した手続	実施結果
	基本協定書に記載されていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。	基本協定書に詳細に記載されており、指定期間である 5 か年の指定管理料が明示されていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託料の算定方法は適正かどうか確認した。	年度協定書により、当該年度の指定管理料の算定が記載されていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託契約は適法であり、支払は正確かどうかを確認した。	各年度の指定管理料は、年度協定に定めることとなっており、別途年度協定書に基づいていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託料は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び委託先では業務コストの削減努力が行われているかどうかを確認した。	事業報告書に基づいて業務内容が適切に実施されていることを確認した。委託先での業務コスト削減については、遊具の老朽化や気候変動の関係から必ずしも十分とは言えないものの、個別の支出項目については、予算を下回る決算額となっているものもあるが、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 運営協議会について（(3) 監査の結果 ①【意見】）
関係書類の閲覧等により、当該委託契約は予定した業務目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	事業報告書並びに収支決算書を閲覧するとともに、運営協議会議事録で業務の運営状況の報告を受けていることを確認した。
関係書類の閲覧等により、委託成果品の検査及び委託契約の履行について随時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	事業報告書並びに収支決算報告書を閲覧した。

### (3) 監査の結果

#### ① 運営協議会について【意見】

基本協定書第 46 条第 1 項において、本業務を円滑に実施するため、情報交換又は義務の調整を図る運営協議会を設置すること、同条第 2 項において運営協議会のメンバーには関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができる旨が規定されている。

毎年度、指定管理者施設モニター委員会を開催（令和 6 年度：令和 6 年 10 月 10 日 児童公園会議室）しており、この委員会において、指定管理者や本市の関係者、外部の有識者、市民と現地にて意見交換を行っていることもあり、運営協議会への市民等の参加実績はない。必要に応じて運営協議会においても委員会メンバーが参加することとしてい

るが、令和 6 年度の指定管理者運営協議会では、指定管理者と市こども政策課担当者による協議のみで、他の参加者は出席者にはいない。

必須ではないものの、

- i) 今後は当事者以外のメンバーを含めた運営協議会の開催を検討する
- ii) 指定管理者施設モニター委員会を以って運営協議会とする
- iii) 運営協議会に指定管理者施設モニター委員会からの意見を反映させる

等の方法で、多方面の参加者が運営に関わっていることを明確にした方が望ましいと考える。

## 11 福島市放課後児童健全育成事業業務委託

事業の名称	福島市放課後児童健全育成事業業務委託		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成 7 年度		
事業の内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るための放課後児童クラブに運営を委託する。		
財源	子ども・子育て支援交付金（国 1/3、県 1/3、市 1/3）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	721,446	700,509	751,260
決算額（千円）	675,732	701,324	892,246
当初予算額と決算額との差額（千円）	45,714	▲ 815	▲ 140,986

※令和 4 年度：予算要求時 95 クラブで積算したが、令和 4 年 3 月 31 日で閉所したクラブが 1 クラブあり、実際には 94 クラブ分の委託料となったこと、及び予算要求時の開設日数や児童の数等と実績とで乖離が生じ、予算未達となっている。

※令和 6 年度：予算要求後、国の交付要綱において単価の増額が示され、この単価改定に補正予算・変更契約により対応したため予算超過となっている。

### (1) 契約の概要

放課後児童クラブは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が共働き等の理由により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図ることを目的として設置している。

#### 児童福祉法

第 6 条の 3 第 2 項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図

る事業をいう。

市は、市内の放課後児童クラブ全 96 箇所を管理運営する事業者に対して、年 3 回にわたり一定の基準に基づき算定した委託料を支払うこととしている。これまでの放課後児童クラブ数の推移については以下のとおりである。

《放課後児童クラブ数の推移》

年度	委託クラブ数	登録児童数 (人)	待機児童数 (人)	待機児童数 前年度比 (人)
平成28年5月1日	69	2,292	56	12
平成29年5月1日	69	2,622	64	8
平成30年5月1日	73	2,755	89	25
令和1年5月1日	78	3,011	37	▲ 52
令和2年5月1日	84	3,134	23	▲ 14
令和3年5月1日	91	3,398	13	▲ 10
令和4年5月1日	94	3,419	9	▲ 4
令和5年5月1日	94	3,556	3	▲ 6
令和6年5月1日	96	3,863	3	0

(出典：福島市公表データより監査人が作成)

令和 6 年 5 月 21 日改正の「こども・子育て支援交付金交付要綱」により、補助基準額の創設（常勤の放課後児童支援員の 2 名以上配置した場合）と単価が改正されたことにより市では令和 6 年 9 月補正予算によりクラブ運営事業者に対して、委託料を改定して 1 月支払額を変更し、11 月 29 日付で各事業者と変更契約書を締結している。

その後、令和 7 年 3 月 31 日の実績報告に基づき、合計 46 クラブの運営事業者から児童数の減少や開設日数の減少などを理由に減額契約を締結し、委託料の返還を受けている。

なお、令和 7 年 3 月 31 日現在、市内にある放課後児童クラブは以下のとおりである。

《放課後児童クラブ一覧》

(人数は令和6年5月1日現在)

	小学校区	クラブ名	定員	登録児童数	配置職員数	専用区画面積 (㎡)	登録児童 1 人あたり 専用区画面積 (㎡)
1	三河台	六華学童クラブ保護者会にじいる	40	62	5	270.00	4.35
2	第四	あかしや学童クラブ	30	22	5	50.00	2.27
3	渡利	渡利学童保育きりん教室「スマイル」	40	44	5	80.00	1.82
4	大森	大森学童保育クレヨン教室	31	32	3	54.55	1.70
5	御山	御山学童クラブゆずっ子 A	40	38	5	78.66	2.07
6	大森	ちゅうりっぷ小さな児童館∞光	40	38	4	98.68	2.60
7	鎌田	ゆかり学童クラブ	46	44	5	76.22	1.73
8	岡山	おやま学童「どんぐり子」A	37	41	5	314.08	7.66
9	御山	おやま子どもクラブ	24	20	6	42.00	2.10
10	第二	かぜの子学童クラブさくら	40	56	5	110.00	1.96
11	瀬上	瀬上学童クラブ	40	39	6	90.80	2.33
12	第一	ワークランドみみずくA	40	35	4	128.00	3.66
14	南向台	南向台学童クラブくじらA	38	32	5	69.00	2.16
15	吉井田	吉井田学童クラブ	40	40	5	116.64	2.92
16	笹谷	笹谷学童クラブ「かしのき」	25	36	7	41.50	1.15
17	庭坂	にわか学童クラブ	40	71	8	120.90	1.70
18	鳥川	鳥川学童クラブ	40	50	3	78.52	1.57
19	第二	学童サークル星の子クラブ	40	50	10	210.00	4.20
20	森合	学童保育すばる森合	24	21	7	54.84	2.61
21	鎌田	あそび塾きんこん館	20	24	17	45.00	1.88
22	清明	学童クラブ「清明っ子」	45	55	9	132.20	2.40
23	平野	平野学童保育ひまわり教室はらぞえ	29	25	8	48.00	1.92

	小学校区	クラブ名	定員	登録児童数	配置職員数	専用区画面積 (㎡)	登録児童1人あたり 専用区画面積 (㎡)
24	荒井	あらい学童クラブとむだち	40	40	7	78.27	1.96
25	矢野目	やのめ学童クラブ	34	38	6	74.87	1.97
26	第三	わんわん学童クラブ	30	38	6	60.20	1.58
27	松川	kid'sプロ松陵	36	26	5	59.60	2.29
28	大森	ゆうゆうクラブ	40	36	5	97.40	2.71
29	杉妻	とやのっ子学童クラブ	40	38	4	66.00	1.74
30	蓬萊東	とんぼ学童クラブ	40	66	4	75.00	1.14
31	杉妻	南福島コアラ学童クラブ「こねこ」	45	37	3	149.06	4.03
32	飯坂	飯坂学童クラブ	40	55	10	211.84	3.85
33	野田	たかくら家kid'sハウス	40	57	9	125.95	2.21
34	湯野	にしねっ子学童クラブ	45	56	7	85.00	1.52
35	余目	ただいまあ余目学童クラブ	40	34	7	200.88	5.91
36	月輪	月輪児童こくまクラブ	40	41	6	89.10	2.17
37	清水	あおぞら学童クラブ1	35	40	4	64.00	1.60
38	矢野目	ハッピー学童クラブやのめ	40	41	8	74.56	1.82
39	森合	森合けやきっ子たいよう	40	39	5	75.00	1.92
40	鳥川	鳥川学童クラブつばさ	40	47	6	72.23	1.54
42	蓬萊	kid'sプロ蓬萊	22	22	4	49.00	2.23
43	第二	しんまち学童クラブA	40	47	5	209.16	4.45
44	第三	いきいき学童クラブ	19	15	3	42.00	2.80
45	北沢又	あそび塾キャンパス	26	23	3	43.68	1.90
46	飯野	いいの学童保育	40	47	10	158.00	3.36
47	平石	学童クラブみなみのきょうだい	40	43	10	93.54	2.18
48	平野	フレンズ学童クラブ	40	41	5	73.68	1.80
49	三河台	学童クラブ「三河っ子」	25	25	4	42.90	1.72
50	大笹生	大笹生学童クラブ	30	15	2	56.00	3.73
52	金谷川	kid'sプロ金谷川	33	20	5	54.60	2.73
54	森合	森合けやきっ子おおぞら	30	31	4	75.00	2.42
55	湯野	花水坂学童くらぶ	40	41	5	75.00	1.83
56	瀬上	キッズハウスりんごっこ瀬上A	45	44	4	96.93	2.20
57	吉井田	吉井田学童クラブたんぼぼ	23	21	3	38.00	1.81
58	佐倉	さくら学童クラブ	30	31	3	122.56	3.95
59	笹谷	ハッピー学童クラブささや	40	57	8	102.68	1.80
60	庭塚	NPO法人まごころ・どんぐり学童クラブ	30	24	15	116.64	4.86
61	森合	バンビ児童クラブ	31	32	4	65.74	2.05
62	三河台	六華学童クラブ保護者会そらいろ	40	62	5	270.00	4.35
63	第二	かぜの子学童クラブひまわり	40	52	6	110.00	2.12
64	清水	あおぞら学童クラブ2	35	40	4	64.00	1.60
65	野田	ハッピー学童クラブあづま	40	42	7	104.46	2.49
66	松川	あいあい児童クラブ	40	62	5	149.20	2.41
67	鎌田	ゆかり学童クラブ第2	46	46	8	86.94	1.89
68	岡山	おかやま学童「どんぐり子」B	37	41	5	314.08	7.66
69	杉妻	南福島コアラ学童クラブ「ねこ」	45	37	4	184.90	5.00
70	吉井田	吉井田学童クラブあさがお	40	41	4	78.00	1.90
71	森合	のぞみ学童クラブしみず	40	39	4	66.13	1.70
72	第二	しんまち学童クラブB	40	38	6	122.77	3.23
73	野田	ハッピー学童クラブのだ	40	40	6	68.06	1.70
74	瀬上	キッズハウスりんごっこ瀬上B	45	44	4	87.50	1.99
75	笹谷	のぞみ学童クラブささや	40	37	3	66.95	1.81
76	松川	まつかわ学童クラブ	40	38	7	89.98	2.37
77	渡利	渡利学童保育きりん教室「ドリーム」	40	45	6	80.00	1.78
78	大森	ちゅうりっぷ小さな児童館∞輝	40	35	3	81.90	2.34
79	矢野目	ハッピー学童クラブかまた	40	42	6	74.56	1.78
80	岡山	おかやま学童「どんぐり子」C	33	39	4	150.77	3.87
81	三河台	三河台みんなのおうち学童クラブ	40	41	10	80.00	1.95
82	北沢又	放課後児童クラブみんなの家	40	55	10	112.00	2.04
83	杉妻	南福島コアラ学童クラブ「みけ」	45	37	4	176.80	4.78
84	吉井田	吉井田学童クラブよつば	40	33	4	66.90	2.03
85	野田	学童クラブ「野田っ子」	25	43	7	41.65	0.97
86	平野	平野学童保育ひまわり教室とおほら	29	34	5	48.00	1.41
87	御山	御山学童クラブゆずっ子B	37	45	5	61.05	1.36
88	笹谷	笹谷みんなのおうち学童クラブ	40	41	5	112.05	2.73
89	清水	キッズクラブ清水	28	17	7	90.72	5.34
90	瀬上	すまいる学童クラブ瀬上	40	56	9	137.78	2.46

	小学校区	クラブ名	定員	登録児童数	配置職員数	専用区画面積 (㎡)	登録児童 1 人あたり専用区画面積 (㎡)
91	大森	学童クラブつむぎ	45	63	12	215.37	3.42
92	鳥川	鳥川学童クラブつばさ第 2	40	43	10	76.22	1.77
93	清水	キッズクラブ清水第 2	40	31	8	82.45	2.66
94	瀬上	瀬上みんなのおうち学童クラブ	40	38	5	89.50	2.36
95	吉井田	吉井田学童クラブなずな	40	44	5	82.11	1.87
96	平野	キッズクラブ平野	30	21	5	49.50	2.36
97	南向台	南向台学童クラブくじらB	28	23	4	47.00	2.04
98	岡山	おかやま学童「どんぐり子」D	33	38	4	150.77	3.97
99	吉井田	吉井田学童クラブすみれ	40	36	4	75.59	2.10
100	森合	キッズハウスりんごっこ森合	73	121	11	128.90	1.07

(出典：こども政策課提供データより監査人が作成)

## (2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童健全育成事業業務委託に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>当該契約は保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図るため、委託者である市が受託者に対して放課後児童クラブの管理運営を委託する契約である。受託者は、いずれも事業内容に造詣が深く実績も良好であることから、適切な事業運営が確保できると認め、「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱」第3条の規定により委託している。</p> <p>したがって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定めのある「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。以上より、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童健全育成事業業務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>当該契約は受託者がいずれも事業内容に造詣が深く実績も良好であることから適切な事業運営が確保できると認め、「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱」第3条の規定により当該業務を委託する。</p> <p>また、新設する放課後児童クラブについては、福島市放課後児童クラブ設置・運営事業者【公募】【非公募】対象基準に基づき、既存の事業実施施設を利用して迅速な開設が可能である等、新たな施設に適していることから市が事業者として決定した。いずれも契約の目的を達成できる者が限定されているときに該当するものとして、地方自治法施行令第</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>167 条の 2 第 1 項第 2 号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」で随意契約を行っている。</p> <p>したがって、委託理由には合理性があることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和 6 年度）の福島市放課後児童健全育成事業業務委託に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかについては、こども家庭庁より都道府県知事宛に通知されている「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づいて作成していることを確認した。</p> <p>また、当初予算額と決算額の差異に関しては、いずれも適切な理由があり妥当であると判断した。</p> <p>なお、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 面積基準の遵守（（3）監査の結果 ③【意見】）</li> <li>➤ 支援の単位に関する基準の遵守（（3）監査の結果 ④【意見】）</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 6 年度）の福島市放課後児童健全育成事業業務委託に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>委託料はこども家庭庁より都道府県知事宛に通知されている「子ども・子育て支援交付金交付要綱」及び「福島市放課後児童健全育成事業実施要綱」に定める交付額の算定方法に基づき算定されている。</p> <p>算出された委託料は年 3 回に分けて支払われているが、委託料の額に変更が生じた場合には、当該年度内に委託料の額を変更し、事業者から返還を受けることとしている。委託料の変更及び返還については、委託契約に綴られている書類を閲覧し、適切に算定され適切に実施されていることを確認した。</p> <p>なお、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福島市放課後児童健全育成事業実施要綱等の記載について（（3）監査の結果 ②【意見】）</li> </ul>
<p>監査対象年度（令和 6 年度）の福島市放課後児童健全育成事業業務委託に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。</p>	<p>委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和 6 年度）の福島市放課後児童健全育成事業業務委託に</p>	<p>委託契約の履行及び委託契約の結果については、放課後児童クラブの全運営事業者から実績報告書及</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。</p>	<p>び収支決算書を入手し、適切に報告を受け適切に確かめていることを確認した。</p> <p>なお、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 委託先のモニタリングについて（（3）監査の結果 ①【意見】）</li> <li>➤ 補助金の支出実績の把握（（3）監査の結果 ⑤【意見】）</li> </ul>

### （3）監査の結果

#### ① 委託先のモニタリングについて【意見】

市は、各児童クラブの運営事業者から委託契約の結果報告のため、児童クラブ収支決算書等を含む放課後児童健全育成事業実績報告書を毎年入手し、各クラブが支出超過になっていないかという観点から、市側でモニタリングを実施している。また、2年に1度、児童クラブの半数について現地調査を行っており、関係帳簿の閲覧を実施している。具体的には、クラブ数が非常に多いため、毎年審査するクラブを決め、ローテーションにより現地での視察・面談、収支状況を含めた重要な運営状況数値の実地確認等を取り入れている。しかし、収支状況等について踏み込んだチェックは実施できていない状況にある。児童の健全育成を図るという観点から、委託契約とはいえ、より踏み込んだモニタリングが必要と考える。現状では事業者から入手している収支決算書は各事業者から、任意の形式で入手しており、各科目について決算額の記入欄しかない決算書も散見される。市では今後、予算や前年度実績額も記入する欄を追加し、その中で比較分析等を行うことにより異常値を確認し、それについて重点的に調査することを考えている。

収支決算書を閲覧すると、当初の計画と実績で開設日数や児童数の減少という理由で3月31日に減額変更契約を締結するが、事業者の収支決算書では、減額変更前の委託料が計上されている。3月31日に変更契約していれば、収入の部に計上される委託料は変更契約後の減額された収入となるはずである。しかし、収支決算書を閲覧するとあくまでの減額変更契約前の金額であり、市側でもその点については十分に検証把握できていない状況である。

今後、前年度実績額や予算額を入れて形式を一本化するのであれば、厳格な比較検討を実施していただくとともに、事業者側で保管している収支計算書との再検証についても徹底していただくことが望ましい。

#### ② 福島市放課後児童健全育成事業実施要綱等の記載について【意見】

本事業の実施要綱の第8条関係帳簿に、児童クラブとして備える書類が明記されている。その中で、保護者の就労証明書等の書類に関しては明記されていない。福島市放課後

児童クラブ運営の手引きには、利用者から利用申込書とともに就労証明書を添付書類として提出してもらうと記載がなされており、クラブで必ず確認しているとのことではあるが、本事業は、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童」を前提としている観点から就労証明書は重要な書類であり、実施要綱において保管すべき書類として明記した上でその備え置きを徹底を意識させる必要があると考える。

### ③ 面積基準の遵守【意見】

放課後児童健全育成事業において、放課後児童クラブは子ども・子育て支援新制度前から、児童福祉法により実施されてきたが、新制度により国は児童クラブの基準を定め、運営上満たす基準（内容、規模、職員体制、開所日数・時間、施設・設備等）が明確化された。子どもが安心・安全な空間の中で遊び・生活ができるよう、施設・設備基準の中で最低基準が定められており、市は福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項に「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。」と規定している。なお、福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則には専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上になるように努めるものとする、としている。

市内96クラブにおいて、各施設の専用区画面積から令和6年5月1日現在の登録児童数から算出すると、1.65㎡未満のクラブは12クラブ、中には1㎡未満のクラブも1クラブある状況である。

#### 《1人あたり専用区画面積の状況》

	笹谷児童クラブ のさし	鳥川児童クラブ	わんわん児童クラブ	とんぼ児童クラブ	にしねっ子児童クラブ	あおぞら児童クラブ1	鳥川児童クラブつばさ	あおぞら児童クラブ2	児童クラブ「野田っ子」	平野児童保育ひまわり	御山児童クラブゆづつ子B	キッズハウスりんご合っつ
施設分類	16	18	26	30	34	37	40	64	85	86	87	100
小学校区	賃借 笹谷	賃借 鳥川	賃借 第三	小学校 蓬萊東	賃借 湯野	小学校 清水	賃借 鳥川	小学校 清水	賃借 野田	賃借 平野	賃借 御山	賃借 森合
専用区画面積 (㎡)	41.50	78.52	60.20	75.00	85.00	64.00	72.23	64.00	41.65	48.00	61.05	128.90
児童定員数 (人)	25	40	30	40	45	35	40	35	25	29	37	73
1人あたり専用区画面積 (㎡)	1.66	1.96	2.01	1.88	1.89	1.83	1.81	1.83	1.67	1.66	1.65	1.77
R6.5.1登録児童数	36	50	38	66	56	40	47	40	43	34	45	121
1人あたり専用区画面積 (㎡)	1.15	1.57	1.58	1.14	1.52	1.60	1.54	1.60	0.97	1.41	1.36	1.07

(出典：こども政策課提供データより監査人が作成)

前述の算出根拠は登録されている児童の数から専用区画面積で算出した結果であり、例えば週3日利用の児童などもあるため、日々実際に利用する児童の数は変動し、登録者全てがクラブを利用しているということは必ずしもないかもしれない。しかし、いつまでも基準に準拠しない状況も許容されるものではない。市は、待機児童対策を優先するためとしているが、今後は利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保や新規の施設整備等を行い、その実施に当たっては面積基準にも十分留意する必要があると考える。

福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

附則

(設備の基準に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間における第9条第2項の規定の適用については、同項中「1.65平方メートル以上でなければならない」とあるのは、「1.65平方メートル以上となるように努めるものとする」とする。

④ 支援の単位に関する基準の遵守【意見】

市では福島市放課後児童クラブ運営の手引きにおいて、支援の単位について以下のよう示している。

「支援の単位」とは、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、児童の集団の規模とされており、市も条例で国の基準を参考とし、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40名以下としている。なお、支援の単位に関しては、下記に記載した福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の附則で当分の間市長がやむを得ないとするときは、この限りでないとされている。

しかし、上記表の96クラブ中、登録児童数が40名を超えている施設は43クラブとなっており、70名以上のクラブも2クラブある。これらの中には、そもそも定員数が40名より大幅に超過しているケースや定員数を登録児童数が超過しているケースもあり、逆に待機児童数が少ないことにもつながっていると考えられる。特に森合小学校区にある放課後児童クラブ「キッズハウスりんごっこ森合」は定員が73名に対して、登録児童数が121名となっており、支援単位を構成する児童の数がおおむね40人以下を大きく上回る施設となっている。市からは当該施設は、平成29年度に本市が実施した放課後児童クラブ運営事業者の公募においては選定に至らなかったものの、令和5年度まで委託外事業者として自主運営を継続してきた。このため、運営資金は利用料収入のみに依存していたことや、多くの児童に保育の場を提供するため、40人を超える定員を設定し、児童を受け入れてきた経過がある。その後、令和5年度に策定した「福島市放課後児童クラブ設置・運営事業者【公募】【非公募】対象基準」に適合したことから、同年度より委託事業者となったと説明を受けている。現在は、既存の登録児童の居場所を確保する必要があることから、40人を超える定員を認めているが、将来的には40名程度での運営とす

るよう市としては指導している。

今後は前述した③面積基準の遵守と同様に対策を取る他、厚生労働省のQ&Aに記載する、1クラブの中をパーティションで区切る等により、複数の支援の単位に分割する方法等も検討し、是正を図ることが望ましい。

福島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

附 則

4 第10条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、一の支援の単位を構成する児童の数については、地域の実情に鑑み、当該基準を超える利用者を支援する必要があると認められる場合であって、当該利用者の安全の確保に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない」とする。

⑤ 補助金の支出実績の把握【意見】

福島市放課後児童健全育成事業実施要綱では委託業務に関して、各放課後児童クラブの事業者から、事業終了後に事業及び決算について市長に報告することとしている。その際には、事業実績及び収支決算書を市に提出することとしているが、提出する収支決算書については特定のフォーマットはなく、各事業者が年度毎に作成している収支決算書を提出している。なお、市では令和7年度以降は予算や前年度実績額を加えた市独自の収支決算書の提出をするように検討している。

決算書を確認したところ、一部の事業者については補助金収入について内訳を詳細に記載している事業者もいるが、補助金収入が委託料や雑収入として計上している事業者もあり、補助金収入が総額で記載されている事業者もあるため、内訳がいくらなのか把握できない事業者がいる。市では今後、一定のフォーマットの収支決算書を作成し、各事業者に報告を求めるように進めているが、現状ではいくら補助金が支出されているか明確に把握できていない状況である。仮に処遇改善補助金が全額使われず、事業者の利益としてプールされているような事態であれば補助金の趣旨に反することとなる。

今後は、支給した補助金と補助金の支出実績が一致していることを確認できるよう、一定のフォーマットの収支決算書に基づく報告を受けるようにする必要がある。

## 12 福島市放課後児童健全育成事業家賃補助

事業の名称	福島市放課後児童健全育成事業家賃補助の補助金		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成18年度		
事業の内容	入所児童の良質で安全な施設の確保と運営経費の保護者負担軽減を図るため、家賃額の補助を行う。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	23,218	23,261	24,311
決算額（千円）	22,725	22,833	23,975
当初予算額と決算額との差額（千円）	493	428	336

### （1）契約概要

放課後児童クラブに入所する児童に対し良質で安全な施設を提供すること並びにクラブの運営経費にかかる保護者負担軽減を図るため、賃貸施設を使用して放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブに対し、一定の額を上限として家賃補助として補助金を交付する。

### （2）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童健全育成事業家賃補助に関する書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益性の必要性を確認した。	福島市放課後児童健全育成事業家賃補助の補助金は、「福島市こども計画」に基づく市の行政目的であり、福島市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき放課後児童クラブに入所する児童に対し良質で安全な施設を提供すること並びにクラブの運営経費にかかる保護者負担の軽減を図ることを目的とした子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。 よって、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童健全育成事業家賃補助に関する書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	福島市放課後児童健全育成事業家賃補助に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い行われていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童健全育成事業家賃補助に関する書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	補助金額は交付要綱どおりに算定されており、算定された金額が決定・交付されていた。交付時期は、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっていることを確認した。

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童健全育成事業家賃補助に関する書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。</p>	<p>交付要綱において、当該年度の補助事業が完了した時点で、指定された期日までに実績報告をしなければならないとされており、実績報告書を閲覧した結果、適切に徴求・保管され、過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童健全育成事業家賃補助に関する書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。</p>	<p>実績報告は事業者ごとに提出されており、実績報告を確認し過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていた。 放課後児童クラブの運営事業者には市の担当者が2年に一度現地調査を実施しており、適切に指導・監督している旨を現地調査結果にて確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童健全育成事業家賃補助に関する書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。</p>	<p>市が委託する放課後児童クラブで構成されている福島市学童クラブ連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において、継続的に放課後児童健全育成事業のさらなる充実に向けた要望活動は行われている。市は、連絡協議会の役員との間で懇談の機会を設け、当該補助金の運用や支援内容について意見交換を実施し、要望への回答とともに支援体制を構築しているが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助事業に関する効果測定の実施について （（3）監査の結果 ①【意見】）</p>

### （3）監査の結果

#### ① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

当該補助事業は、入所する児童に対し良質で安全な施設を提供すること並びに放課後児童クラブの運営経費にかかる保護者負担の軽減を図るために、賃貸施設を利用して放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブに対して、施設賃貸経費に対して家賃補助を行うものである。

市は、運営を委託している放課後児童クラブで構成されている連絡協議会を年1回開催し、放課後児童クラブへの補助金の運用や支援内容について意見交換し、要望を集約して放課後児童クラブへの支援体制を構築している。しかし、補助金の効果測定は現在まで実施していない。

昨今の物価高騰を背景に、家賃についても見直しが行われるケースが生じている。市は家賃補助額に上限を設けているものの、補助金の効果測定が実施されていない状況で

は、当該補助額が適正な水準であるかを十分に検証できていないと考えられる。当該補助金は市の一般財源を用いて実施されていることを踏まえ、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。

### 13 福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金

事業の名称	福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成27年度		
事業の内容	放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組む。		
財源	子ども・子育て支援交付金（国 1/3、県 1/3、市 1/3）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	209,810	183,955	202,728
決算額（千円）	182,410	195,124	204,052
当初予算額と決算額との差額（千円）	27,400	▲ 11,169	▲ 1,324

#### （1）契約概要

児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇改善を促進することにより、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的としている。

#### （2）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に関する書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	当該補助金は児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇改善を促進することにより、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とした子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。 よって、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要	福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い行われていた。

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>綱に従い適切に行われているかを確認した。</p>	
<p>監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。</p>	<p>補助金額は交付要綱どおりに算定されており、算定された金額が決定・交付されていた。交付時期は、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっていた。</p> <p>当初予算額と決算額の差異に関しては以下のとおりである。</p> <p>（令和4年度予算未達の理由）</p> <p>予算要求時、令和3年度の補助金交付状況等から次年度の予算要求書を作成するが、実際の申請クラブ数、申請額との乖離が生じたため。</p> <p>（令和5、6年度予算超過の理由）</p> <p>予算要求時、令和4、5年度の補助金交付状況等から次年度の予算要求書を作成するが、実際の申請クラブ数、申請額との乖離が生じたため。なお、令和5、6年度予算額については、財政課査定により要求額より低い内示額となっている。</p> <p>上記より、当初予算額と決算額の差異についてはいずれも適切な理由があり妥当であると判断した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。</p>	<p>交付要綱において、当該年度の補助事業が完了した時点で、指定された期日までに実績報告をしなければならないとされており、実績報告書を閲覧した結果、適切に徴求・保管され、過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていた。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に関する書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。</p>	<p>実績報告は事業者ごとに提出されており、実績報告を確認し過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていた。</p> <p>放課後児童クラブの運営事業者には市の担当者が2年に一度現地調査を実施しており、適切に指導・監督している旨を現地調査結果にて確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。</p>	<p>連絡協議会において、継続的に放課後児童健全育成事業のさらなる充実に向けた要望活動は行われている。市は、連絡協議会の役員との間で懇談機会を設け、当該補助金の運用や支援内容について意見交換を実施し、要望への回答とともに支援体制を構築</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>しているが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助事業に関する効果測定の実施について ((3) 監査の結果 ①【意見】)</p>

### (3) 監査の結果

#### ① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

当該補助金は、子ども・子育て支援交付金（国 1/3、県 1/3、市 1/3）を財源として実施している。これは放課後児童健全育成事業を行う者に対して、放課後児童支援員等の処遇改善を促進することで、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的としている。支給額は実施要綱に基づき交付申請書、事業計画書及び収支計算書等を受け付けた後、申請額に基づき交付している。その後、実績報告書に基づき差額を返還等することとなっている。しかし、市は当該補助金の効果測定は現在まで実施していない。

放課後児童支援員の処遇改善は、児童の健全な育成と児童の安全・安心な居場所を確保する観点から重要な施策である。また物価が高騰している現在、支援員の人件費を毎年見直し、賃金改善を行うことは人材確保の観点からも理解できる。しかし、補助金の効果測定が実施されていない状況では、当該補助額が適正な水準であるかを十分に検証できていないと考えられる。

連絡協議会では引き続き処遇改善を実施していく意向であるが、各放課後児童クラブが、当該補助金の趣旨を理解し、指導員の処遇改善を図るために当該補助金を十分に活用しているのか、そして処遇改善の結果が児童と密接に関わる支援員の定着に繋がっているのか、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。

## 14 福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金

事業の名称	福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	放課後児童クラブを定期利用している多子世帯を対象に、クラブ利用料の一部を助成する。		
財源	市（一般財源）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	37,776	36,960	43,704
決算額（千円）	32,738	35,252	38,968
当初予算額と決算額との差額（千円）	5,038	1,708	4,736

(1) 契約概要

福島市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づく放課後児童クラブを利用する多子世帯の経済的負担軽減を図るため、放課後児童健全育成事業を行う者に対し、クラブ利用料の一部を助成する。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金に関する書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。	放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金は、「福島市こども計画」に基づく市の行政目的であり、福島市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づく放課後児童クラブを利用する多子世帯の経済的負担軽減を図ることを目的とした子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。よって、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い行われていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	補助金額は交付要綱どおりに算定されており、算定された金額が決定・交付されていた。交付時期は、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	交付要綱において、当該年度の補助事業が完了した時点で、指定された期日までに実績報告をしなければならないとされており、実績報告書を閲覧した結果、適切に徴求・保管され、過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金に関する書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。	実績報告は事業者ごとに提出されており、実績報告を確認し過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていた。 放課後児童クラブの運営事業者には市の担当者が2年に一度現地調査を実施しており、適切に指導・監

監査要点及び実施した手続	実施結果
	督している旨を現地調査結果にて確認した。
監査対象年度（令和6年度）の福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	市は、連絡協議会の役員との間で懇談の機会を設け、当該補助金の運用や支援内容について意見交換を実施し、要望への回答とともに支援体制を構築しているが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助事業に関する効果測定の実施について （（3）監査の結果 ①【意見】）

### （3）監査の結果

#### ① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

当該補助事業は、市の一般財源により実施している。放課後児童クラブを定期利用している多子世帯を対象に、放課後児童クラブ利用料の一部を助成することを目的として事業が実施されている。多子世帯については令和6年度より所得制限を撤廃し支援の拡充を図っている。しかし、市は当該補助金の効果測定は今まで実施していない。

他の補助事業でも記載したが、昨今では急激な物価高騰により、市民生活は厳しい状況にある。他方で、市の財政についても予断を許さない状況にあると考えられる。保護者からは放課後児童クラブの運営事業者に厳しい声も届いており、市も状況を把握していると思われるが、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。

## 15 福島市放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金

事業の名称	福島市放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	令和5年度		
事業の内容	放課後児童健全育成事業の運営に関わる業務や育成支援の周辺業務を外部委託するために必要な経費を補助する。		
財源	子ども・子育て支援交付金（国 1/3、県 1/3、市 1/3）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	0	9,000	10,800
決算額（千円）	0	6,794	7,258
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	2,206	3,542

### （1）契約概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童健全育成事業の運営に関わる業務や育成支援の周辺業務を外部委託するために必要な経費を補助し、放課後児童健全育成事業の育成支援の内容を

向上する目的とする事業である。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和6年度）の放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金に関する書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益的必要性を確認した。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童健全育成事業の運営に関わる業務や育成支援の周辺業務を外部委託するために必要な経費を補助し、放課後児童健全育成事業の育成支援の内容向上を目的とした子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。</p> <p>よって、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。</p>	<p>放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い行われていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。</p>	<p>補助金額は交付要綱どおりに算定されており、算定された金額が決定・交付されていた。交付時期は、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。</p>	<p>交付要綱において、当該年度の補助事業が完了した時点で、指定された期日までに実績報告をしなければならないとされており、実績報告書を閲覧した結果、適切に徴求・保管され、過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金に関する書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。</p>	<p>実績報告は事業者ごとに提出されており、実績報告を確認し過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていた。</p> <p>放課後児童クラブの運営事業者には市の担当者が2年に一度現地調査を実施しており、適切に指導・監督している旨を現地調査結果にて確認した。</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	<p>連絡協議会において、継続的に放課後児童健全育成事業のさらなる充実に向けた要望活動は行われている。市は、連絡協議会の役員との間で懇談の機会を設け、当該補助金の運用や支援内容について意見交換を実施し、要望への回答とともに支援体制を構築しているが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。</p> <p>➤ 補助事業に関する効果測定の実施について            ((3) 監査の結果 ①【意見】)</p>

### (3) 監査の結果

#### ① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

当該補助金は子ども・子育て支援交付金（国 1/3、県 1/3、市 1/3）を財源として実施している。市では放課後児童健全育成事業の運営に関わる業務や育成支援の周辺業務を外部委託するために必要な経費を補助し、放課後児童健全育成事業の育成支援の内容を向上することを目的として支給している。補助対象経費には事業に関する会計事務や労務事務、遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理などを対象としている。しかし、当該補助事業は令和5年度から開始したこともあり、市は当該補助金の効果測定を実施していない。

補助金を各放課後児童クラブへ交付しているのであれば、交付先への指導監督とともに、補助金の効果測定は定期的実施すべきである。放課後児童クラブの会計事務に関していえば、法人であればほぼ全ての法人が会計及び決算事務を会計事務所等に委託している状況が想定され、実態は会計事務所等への顧問料の助成となっているものと推定される。

市としては、定期的効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。

## 16 放課後児童クラブ整備事業補助金

事業の名称	放課後児童クラブ整備事業補助金		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成28年度		
事業の内容	放課後児童クラブの整備促進と負担の軽減を図る。(補正予算対応)		
財源	子ども・子育て支援交付金(国 1/3、県 1/3、市 1/3)		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額(千円)	0	0	0
決算額(千円)	0	12,198	21,560
当初予算額と決算額との差額(千円)	0	▲ 12,198	▲ 21,560

(1) 事業概要

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設整備事業を行うものに対して、整備促進と負担の軽減を図るための事業である。

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 6 年度）の福島市放課後児童クラブ整備事業補助金に関する書類を閲覧し、交付要綱で定める事業及び交付先が補助対象になっていること、及び補助の公益性の必要性を確認した。	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設整備事業を行うものに対して、整備促進と負担の軽減を図ることを目的とした子育て支援の一環として公益上の必要性があるものと判断した。よって、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。
監査対象年度（令和 6 年度）の福島市放課後児童クラブ整備事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金の申請、決定、交付等の手続が交付要綱に従い適切に行われているかを確認した。	福島市放課後児童クラブ整備事業補助金に関する一連の資料を閲覧した結果、交付要綱において必要とされる書類は徴求されており、手続は交付要綱に従い行われていることを確認した。
監査対象年度（令和 6 年度）の福島市放課後児童クラブ整備事業補助金に関する書類を閲覧し、補助金額の算定及び交付時期は適切かを確認した。	補助金額は交付要綱どおりに算定されており、算定された金額が決定・交付されている。交付時期は、補助事業の実施時期に対応した交付時期となっていることを確認した。 当初予算額と決算額の差異に関しては以下のとおりである。施設整備の流れとして、例年 5 月にこども家庭庁から放課後児童クラブの登録児童数等に関する調査依頼があり、各放課後児童クラブから登録児童名簿及び待機児童名簿の提出を受け、学区ごとの利用状況を把握する。調査結果に加え、ニーズ調査の状況や大規模な宅地開発の予定の有無などを総合的に判断し、次年度における放課後児童クラブの拡充の要否を年度月上旬に検討している。結果として、拡充が必要な場合には、どの地区で整備を行うかを決定したうえで事業化することから、年度当初予算には計上せず、9 月補正予算にて対応している。

監査要点及び実施した手続	実施結果
	補正予算額 令和5年度 12,600,000円 ※補助基準額の上限額(1箇所 12,600,000円) 補正予算額 令和6年度 50,400,000円 ※補助基準額の上限額(1箇所 12,600,000円) 上記より、当初予算額と決算額の差異についてはいずれも適切な理由があり妥当であると判断した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童クラブ整備事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の実績報告は適切かを確認した。	交付要綱において、当該年度の補助事業が完了した時点で、指定された期日までに実績報告をしなければならないとされており、実績報告書を閲覧した結果、適切に徴求・保管され、過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていることを確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童クラブ整備事業補助金に関する書類を閲覧し、補助交付先への指導・監督は適切かを確認した。	実績報告は事業者ごとに提出されており、実績報告を確認し過不足が生じた場合は適切に追加交付・返納手続が行われていた。 放課後児童クラブの運営事業者には市の担当者が2年に一度現地調査を実施しており、適切に指導・監督している旨を現地調査結果にて確認した。
監査対象年度(令和6年度)の福島市放課後児童クラブ整備事業補助金に関する書類を閲覧し、補助事業の効果測定及びそのフィードバックが適切かを確認した。	市は、連絡協議会の役員との間で懇談の機会を設け、当該補助金の運用や支援内容について意見交換を実施し、要望への回答とともに支援体制を構築しているが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 補助事業に関する効果測定の実施について ((3) 監査の結果 ①【意見】)

### (3) 監査の結果

#### ① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

当該補助金は子ども・子育て支援交付金(国 1/3、県 1/3、市 1/3)を財源として実施している。ただ、過去3年間の予算決算額を確認すると、令和4年度は予算措置がなく、実績がない状況となっている。令和6年度で見ると閉鎖する放課後児童クラブの児童の受け入れ先確保と、令和5年度に実施した新入児童を対象としたニーズ調査及び令和6年5月1日基準の登録・待機児童状況調査等を踏まえ、「第三小学校区」、「渡利小学校区」、「大森小学校区」及び「野田小学校区」の4地区の放課後児童クラブの受入れ体制強化として、令和7年4月の支援単位増(開設)等に向けた対応に伴い、補正予算にて施設改修費等に対する補助を計4件実施している。

しかし、市は補助金の効果測定を今まで実施していない。現在、放課後児童クラブを運営する事業者は、保護者会、社会福祉法人及びNPO法人と多岐にわたるが、どの事業者も人手不足や支援員が高齢であるとの理由で継続が困難となっている。その中で比較的規模の大きな事業者が非公募委託で引き継いでいるが、その場合、前任事業者の施設に対して施設整備を行うケースが一定数発生することは見込まれるはずである。

そのようなニーズは把握しているかもしれないが、補助金の効果について測定していない状況では、今後どれくらいの補助が必要であるか、そもそも補助事業として継続すべきかの検討が不十分であると言わざるを得ない。今後は、連絡協議会において事業者の要望や当該補助金のニーズを把握するとともに、施設整備として補助事業が継続している旨の周知を徹底すること、そして補助事業の件数や効果を測定し書面として整理し、事業の有効性を都度検討することが望ましい。

## 17 ユースプレイス自立支援事業業務委託

事業の名称	ユースプレイス自立支援事業業務委託		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成30年度		
事業の内容	ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者を対象に、ユースプレイスを設置し、安心できる居場所の提供とあわせて各種プログラムを実施し、他者との交流や社会参加活動をおして、社会的自立と経済的自立を図る。		
財源	重層的支援体制整備事業交付金（国1/2、市1/2）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	3,300	4,400	4,000
決算額（千円）	3,300	4,400	4,000
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	0

### （1）契約概要

この契約に関する業務概要は以下のとおりである。

- ・ユースプレイスの設置
- ・各種プログラムの実施（ボランティア活動、仕事体験講習等）
- ・活動及び利用者（登録者）の記録
- ・ユースプレイスの広報

上記の内容は、ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者に対し、安心できる居場所と自己肯定感を醸成するプログラムや仕事体験の場を提供するユースプレイスを運営するために受託者に業務を委託するものである。

### （2）監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）のユース	当該契約は受託者がフリースクールを運営するな

監査要点及び実施した手続	実施結果
<p>プレイス自立支援事業業務委託に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>ど、ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者の支援に対する専門的知識を有しており、市内にひきこもり等の相談支援に関する専門知識を有する業者は当該業者のみである。したがって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定めのある「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。よって、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）のユースプレイス自立支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>当該契約は受託者がフリースクールを運営するなど、ひきこもりやニートなどの困難を抱える若者の支援に対する専門的知識を有しており、市内のひきこもり等の相談支援に関する専門知識を有する業者は当該業者のみで、他の業者が受託した場合、困難を抱える若者の自立支援を目的とした本事業の目的を達せられないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」で随意契約を行っている。業務委託仕様書に掲げる業務の目的及び業務内容に密接に合致し、市で抱える独自の社会課題に関して精通していることから、委託理由には合理性があることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）のユースプレイス自立支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>委託事務に必要な件数、金額は業者から徴求している見積書及び仕様書に基づいて作成していることを予算執行伺書で確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）のユースプレイス自立支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>委託料は業務委託仕様書及び業者から徴求する見積書において根拠のあるデータに基づき算定されており、それを以て予定価格としており妥当と判断した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）のユースプレイス自立支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。</p>	<p>委託料は契約どおりに支払われており、委託業務の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）のユース</p>	<p>令和7年3月31日に提出されている業務完了届及</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
プレイス自立支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	び実施状況報告書を確認し、委託業務内容の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

## 18 子どもの居場所づくり支援事業業務委託

事業の名称	子どもの居場所づくり支援事業業務委託		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	平成30年度		
事業の内容	子どもの居場所づくりバックアップ本部を設置し、「子どもの居場所づくり」を行う団体等を対象に子ども食堂の立ち上げや運営相談等を実施する。また、フードドライブの実施やフードバンクを運営し、食糧支援を行う。		
財源	母子家庭等総合対策支援事業交付金（国2/3、市1/3）		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	5,380	5,700	5,700
決算額（千円）	5,380	5,700	5,700
当初予算額と決算額との差額（千円）	0	0	0

### (1) 契約概要

地域の力により「子どもの居場所づくり」を行っている組織・団体等を支援するため、相談業務や研修等の提供を行うほか、困難を抱える子どもや家庭に対し支援等へつなぐためのバックアップ本部の運営を行う。また、困窮する子育て世帯等を支援するとともに子ども食堂等、子どもの居場所の安定した運営を図るため、フードバンク事業及びフードドライブ活動を実施し、食材等の受け入れと供給を行う。提供された食材を活用した事業等を通して、支援が必要な子ども等を行政等の支援につなげる。

### (2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和6年度）の子どもの居場所づくり支援事業業務委託に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	当該事業は地域で「子どもの居場所づくり」を行う組織・団体等を支援するため、相談業務や研修会等の機会の提供を行うほか、困難を抱える子どもや家庭に対し支援へのつなぎを行うバックアップ本部を設置、運営を委託するものである。支援につなげ

監査要点及び実施した手続	実施結果
	<p>るために専門的知識や経験が必要であり、受託者は地域の子どもや高齢者等の居場所づくりを実践し、フリースクール・ユースプレイス・地域若者サポートステーションを運営している。したがって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定めのある「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。</p> <p>よって、契約及び相手方の選定は法令、条例等に従って適切になされていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の子どもの居場所づくり支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>当該契約は「子どもの居場所づくり」を行うために必要な知識や情報だけでなく困難を抱える子どもや家庭へ支援等をつなげるため、専門的な知識や経験が必要であり、当該事業者は地域における子どもや高齢者等の居場所づくりを実践しているほか、フリースクール・ユースプレイス・地域若者サポートステーションを運営しており、知識・経験が豊富である。市内で上記事業を全て運営しているのは、当事業者のみである。また当該業務に精通していることもふまえて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」で随意契約を行っている。</p> <p>業務委託仕様書に掲げる業務の目的及び業務内容に密接に合致し、市で抱える独自の社会課題に関して精通していることから、委託理由には合理性があることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の子どもの居場所づくり支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>委託事務に必要な件数、金額は業者から徴求している見積書及び仕様書に基づいて作成していることを予算執行伺書で確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の子どもの居場所づくり支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>委託料は業務委託仕様書及び業者から徴求する見積書において根拠のあるデータに基づき算定されており、それを以て予定価格としており妥当と判断した。</p>
<p>監査対象年度（令和6年度）の子ども</p>	<p>委託料は契約どおりに支払われており、委託業務</p>

監査要点及び実施した手続	実施結果
の居場所づくり支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	の履行確認の後支払いが行われていることを確認した。
監査対象年度（令和6年度）の子どもの居場所づくり支援事業業務委託に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。	令和7年3月31日に提出されている業務完了届及び実施状況報告書を確認し、委託業務内容の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかについて確認した。

### (3) 監査の結果

監査を実施した結果、発見事項はない。

## 19 福島型給食推進事業（補助）

事業の名称	福島型給食推進事業（国立等小中特別支援学校）補助金		
所管部署	こども政策課		
事業開始年度	令和2年度		
事業の内容	国立・私立小中学生の保護者負担を軽減するため、地産地消型の学校給食を提供することを前提に給食費等の一部を助成することで本市産果物・野菜・特産品等の使用拡大を図るとともに、子どもたちの地産地消への意識を高める。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額（千円）	9,079	15,891	18,346
決算額（千円）	10,888	14,873	17,711
当初予算額と決算額との差額（千円）	▲ 1,809	1,018	635

### (1) 事業の概要

学校給食において、福島市産の米・野菜等の使用を拡大し、子どもたちの地産地消への意識を高めるとともに、福島市産農産物の生産振興を図り、食育の推進及び子育てに係る経済的負担の軽減に資するため、福島市内の国立、県立及び私立小中特別支援学校に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。（福島型給食推進事業（国立等小中特別支援学校）補助金交付要綱第1条趣旨）

- ・対象校：福島大学附属小学校、福島大学附属特別支援学校、桜の聖母学院小学校（弁当で福島市産の食材を使用）、福島県立大笹生支援学校（小学校・中学校）
- ・対象外校：福島大学附属中学校、桜の聖母学院中学校、成蹊中学校…弁当に福島市産の食材を使用することが困難であるため

※市立小中学校は教育施設管理課対応

(2) 監査要点及び実施した手続並びに実施結果

監査要点及び実施した手続	実施結果
補助金交付の方式及び相手方の選定方法については、関係書類（補助金交付要綱）の閲覧及び質問等により確認した。	補助金交付の方法は交付申請、交付決定により概算交付されている。相手方の選定については、福島市産農産物の生産振興を図り、食育の推進及び子育てに係る経済的負担の軽減に資するという趣旨に沿っていると判断した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金の交付に合理性があるかどうか確認した。	補助金交付要綱等を閲覧し、補助金交付に合理性があることを確認した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金の申請方法、金額が予算上明確になっているかどうか確認した。	補助金の申請方法は、補助金交付要綱に明記されていることを確認した。また予算整理簿において、金額が明確になっていることを確認した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金の算定方法は適正かどうか確認した。	1食当たりの補助金100円、食材費補助30円（物価高騰分）計130円であり月初児童生徒数に給食実施計画回数に乗じて算定しているが、監査の過程で、「監査の結果」に記載した問題点が検出された。 ➤ 実績内訳書について（(3) 監査の結果 ①【意見】）
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金は業務の内容に対し適正な水準かどうか、及び補助事業者に周知されているかどうかを確認した。	補助額は、給食費（弁当を含む）を下回っていることを確認した。また、補助事業者は、保護者向けに補助があることを事前に通知しており妥当と判断した。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、当該補助金は予定した行政目的達成に貢献しているかどうかを検討した。	補助事業の実績報告書において、補助事業の内容及び成果の記載、献立表の提出を要求していることを確認した。また、給食実績内訳書を求め、実績額が交付金額を下回る場合、差額補助金の返還を求めている。
関係書類（補助金交付要綱等）の閲覧等により、補助金の効果について適時、適切に確かめられているかどうかを確認した。	補助事業の実績報告書において、補助事業の内容及び成果の記載を求めており妥当と判断した。

(3) 監査の結果

- ① 実績内訳書について【意見】

補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない（補助金実施要綱第7条）。補助事業者から提出された実績報告書の必要書類である実績内訳書について、給食数を計算した結果、不一致となっている場合があった。

実績内訳書の形式は以下のとおりである。

		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
○ 月	月初の在籍人数							
	給食実施回数							
	給食数							

月初の在籍人数×給食実施回数＝給食数…年間合計給食数×助成額（130 円）＝補助金額  
各学校ではデータ作成の際に、実績に応じて人数や回数の調整があり算式を調整している部分があるため、計算上の給食数とならない場合がある。

実績内訳書の提出に当たっては、エクセルファイルによる定型フォームとなっているため、計算式ではなく給食数を実績に合せて手入力することになる場合がある。提出を受けた際に計算上の数値を算定しメモ書きはしているが、計算上の数値と実績との差異は明確になっていることが望ましい。上記の定型フォームを参考に以下のようにアレンジする方法も考えられる。

		1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
○ 月	月初の在籍人数							
	給食実施回数							
	給食数:計算値							
	実給食数							

現行の定型フォームを変更せずに、計算上の年間給食数を算定し、実際の年間給食数を別途算定した結果について、差異理由を包括的に記載する方法も考えられる。何れにしても、何らかの改善が必要と考える。